

1 地方分権の推進について

(1) 地方分権改革の推進等に関する国等の動向

ア 地方分権改革推進法・新分権一括法関係

○ 地方分権改革推進法の制定・施行 <参考資料1>

「骨太の方針2006」に基づく「関係法令の一括した見直し」(新分権一括法の制定)に向けた推進体制等を定める。18年12月8日制定、19年4月1日施行。

○ 地方分権改革推進委員会

地方分権改革推進法に基づき、内閣府に設置（有識者7名で組織）。政府が策定する「地方分権改革推進計画」に向けた勧告を行う。現在までに8回開催。

<メンバー>

丹羽宇一郎（委員長、伊藤忠商事（株）取締役会長）、井伊雅子（一橋大学国際・公共政策大学院教授）、猪瀬直樹（作家）、小早川光郎（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、増田寛也（前岩手県知事）、露木順一（神奈川県開成町長）、横尾俊彦（佐賀県多久市長）
事務局長：宮脇淳（北海道大学公共政策大学院院長）

<検討状況>

・ 「地方分権改革推進にあたっての基本的考え方」 <参考資料2>

地方分権改革の目指すべき方向性やその推進のための基本原則を大括りに取りまとめたものであり、委員会の今後の調査審議の方針などを示すものとして、5月30日に策定。要旨は政府の「骨太の方針2007」に盛り込まれる予定。

・ 地方分権懇談会の実施

地方分権改革推進委員会が今秋にもとりまとめる中間報告に向けた検討を進めるにあたり、参考として地方の意見を聴取するために、自治体の首長等を対象に各地で実施（全7回予定）。第2回（6月11日）は、指定都市市長5名を対象に名古屋市にて開催。

○ 地方分権改革推進本部の設置

第二期地方分権改革を強力に推進するため、安倍晋三首相を本部長とし、全閣僚がメンバーとする地方分権改革推進本部を設置（初会合 6月11日）。初会合では、地方分権改革を内閣の最重要課題として掲げ、地方分権改革推進委員会を積極的に支援するとともに、政府が一体となって取り組む方針を確認。

イ 指定都市市長会

○ 地方分権改革推進プロジェクト

新分権改革一括法の制定に向けた国等の動向に合わせて、1月31日に、制度・財政・税制のワーキンググループから成る課長級プロジェクトを設置。指定都市の権限・税財源等のあり方等について検討、具体的な提言を行う。

○ 指定都市市長会議 in 新潟

5月29日に新潟市にて開催。「第二期地方分権改革の推進に向けたアピール」を採択・発信。 <参考資料3>

○ 平成20年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）

国の省庁の概算要求時期に合わせ、指定都市に共通する重要課題等について国等に共同提案を行う（7月下旬予定）。現在、提案項目及び文案を調整中。

ウ 八都県市首脳会議

○ 第51回八都県市首脳会議

5月30日に東京にて開催。今後的地方分権改革が地方の真の自主性・自立性を高める改革となるよう、八都県市としての意見表明を行った。

あわせて、横浜市からは神奈川県及び川崎市と共同で「首長の在任期間の制限について」の意見表明を提案し、八都県市として意見表明を行い、「ふるさと納税」構想に関しても、意見表明を行った。

<参考資料4>

エ 地方6団体

○ 地方分権改革推進本部の設置

1月16日、地方6団体で構成する地方自治確立対策協議会の中に、第二期地方分権改革を推進することを目的として設置。第二期地方分権改革における具体的方策について検討を進め、提案していく予定。

○ 全国市長会

6月6日に東京にて全国市長会議を開催。地方分権の推進などについて決議。

<参考資料5>

(2) 道州制

ア 道州制ビジョン懇談会

渡辺喜美・道州制担当大臣の私的諮問機関として、1月26日設置（有識者15名で組織）。3年後を目指に、「道州制ビジョン」を策定する。20年3月に中間報告を予定。現在までに6回開催。

<メンバー>

江口克彦（座長、PHP 総合研究所社長）、石井正弘（岡山県知事）、出井伸之（ソニー最高顧問）、岩崎美紀子（筑波大学大学院教授）、大久保尚武（積水化学工業代表取締役社長）、金子仁洋（評論家）、鎌田司（共同通信社編集委員兼論説委員）、草野満代（フリーキャスター）、河内山哲朗（山口県柳井市長・全国市長会副会長）、堺屋太一（作家・エコノミスト）、山東良文（国土計画協会特別会員）、末延吉正（立命館大学客員教授）、高橋はるみ（北海道知事）、長谷川幸洋（東京新聞・中日新聞論説委員）、宮島香澄（日本テレビ報道局記者）

イ 道州制特区推進法

18年12月13日制定。4月1日から一部を除き施行。

法律に基づき、調理師養成施設の指定や鳥獣保護法に係る危険獣法（麻酔薬の使用）の許可など8項目の事務権限が、特定広域団体（北海道）に委譲。

大都市行財政制度特別委員会

参考資料

- 1 地方分権の推進について
- 2 新たな大都市制度の検討について

参考資料 1	地方分権改革推進法の概要について	1
参考資料 2	地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方	3
参考資料 3	第2期地方分権改革の推進に向けたアピール	9
参考資料 4	地方分権改革の推進に関する意見	17
	首長の在任期間の制限に関する意見	19
	「ふるさと納税」構想に関する意見	20
参考資料 5	地方分権改革の推進に関する決議	21
参考資料 6	大都市制度検討委員会 第1回（6月8日）配付資料	23

平成19年6月14日

都 市 経 営 局

地方分権改革推進法の概要について

総務省

「骨太の方針2006」に基づく「関係法令の一括した見直し」に向けた推進体制等を定める推進法を制定。

1 基本理念

地方分権改革の推進は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として、次の基本理念に基づいて行う。

- ・ 国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする
- ・ 地方公共団体の自主性及び自立性を高める

ことによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進する。

2 国及び地方公共団体の責務等

(1) 国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に実施するための推進体制を整備し、地方分権改革に関する施策を総合的に策定・実施。地方公共団体は、行政運営の改善・充実に係る施策を推進。

(2) 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進。

(3) 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たり、地方公共団体の立場を尊重し、密接に連絡するとともに、国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずる。

3 地方分権改革の推進に関する基本方針

- (1) 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、次の措置等を講ずる。
- ① 地方公共団体への権限移譲の推進
 - ② 地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理・合理化
 - ③ 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化
- (2) 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、(1)の措置に応じ、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方にについて検討。
- (3) 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図る。

4 地方分権改革推進計画

政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講すべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成（閣議決定）。

5 地方分権改革推進委員会

- (1) 内閣府に、地方分権改革推進委員会を設置。
- (2) 委員会は、委員7人をもって組織。委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。
- (3) 委員会は、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を勧告。内閣総理大臣は、勧告を受けたときは、これを国会に報告。

6 施行期日等

公布の日から六月を超えない範囲において政令で定める日から施行（委員の国会同意に係る規定は公布の日から施行）。

この法律は、施行期日から起算して3年で失効。

「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」

(平成19年5月30日)

地方が主役の国づくり

- 地方政府～自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する完全自治体を目指す取組み
- 国のあり方、国のかたちそのものにかかる重要な政治改革
- 将来の道州制の本格的な導入の道筋

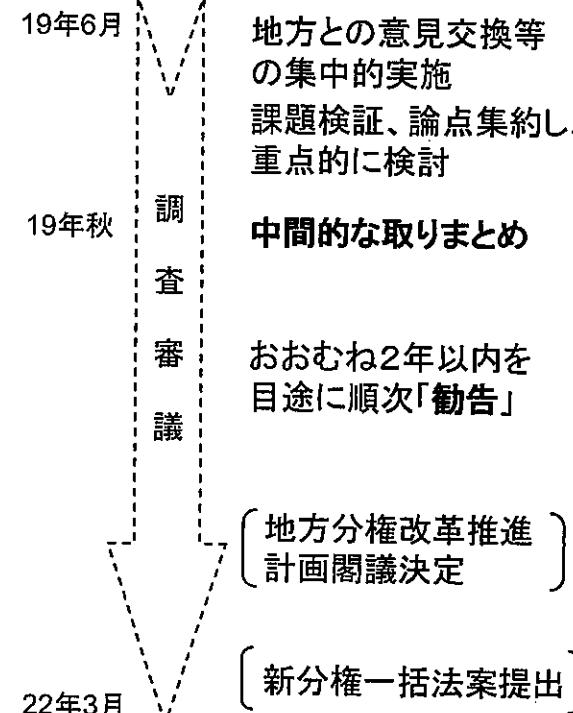
1 目指すべき方向性

- 分権型社会への転換
- 地方の活力を高め、強い地方を創出
- 地方の税財政基盤の確立
- 簡素で効率的な筋肉質の行財政システム
- 自己決定・自己責任・受益と負担の明確化により地方を主役に

2 基本原則

- 基礎自治体優先
- 明快、簡素・効率
- 自由と責任、
自立と連帶
- 受益と負担の明確化
- 透明性の向上と
住民本位

3 調査審議の方針



(調査審議事項)

- 国と地方の役割分担の徹底した見直し等
国と地方の役割分担の徹底した見直し(分野ごとの見直し、地方支分部局の廃止・縮小、地方自治体の組織・定員のスリム化の推進)。権限移譲の推進。義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大。関与の見直し。国の法令による新たな義務付け・枠付け等についてのチェックシステムの整備
 - 地方税財政制度の整備
国と地方の役割分担等の徹底した見直し。分権型社会にふさわしい税源移譲の推進。その際、地方税財源の充実確保、地域の税収偏在の是正等の観点から、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一體的に検討。地方債を含めて地方分権にかなった地方税財政制度の整備
 - 行政体制の整備及び確立方策
地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進等による地方分権改革の推進に応じた行政体制の整備及び確立方策
- ### 4 政府及び地方自治体に望むこと
- 政府は改革関連施策を確実に実施。
地方自治体は、透明性と自浄性を高め、住民の信頼を確保。人材育成など行政能力向上の努力。

地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方

— 地方が主役の国づくり —

平成19年5月30日
地方分権改革推進委員会

地方分権改革推進委員会は、本年4月2日の初会合における安倍内閣総理大臣からの要請を受け、「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」をここに取りまとめた。この「基本的な考え方」は、地方分権改革の目指すべき方向性やその推進のための基本原則を大括りに取りまとめたものであり、当委員会の今後の調査審議の方針などを示すものである。

地方分権は新たにはじまった改革ではない。平成7年に、旧地方分権推進法が制定されて以来、政府を挙げた地方分権の取組みにより、機関委任事務制度の廃止をはじめとする成果が積み重ねられてきた。しかし、その過程で残された課題は多く、行政面だけでなく、財政面、立法面を含めた分権の実現がとくに強く求められており、国民・住民のための地方自治を担うべき地方政府の確立に向けた分権改革が待ったなしの状況となっている。

「平成の大合併」により基礎自治体の体制整備が進んできた。いまこそ、これまでの成果によって築かれた「ベースキャンプ」を発ち、中央政府と対等・協力の関係にある地方政府の確立を目指して、つぎなる分権改革へと大胆な歩みを刻むべき時機である。これは、自治行政権のみならず自治財政権、自治立法権を有する完全自治体を目指す取組みである。その際、とくに基礎自治体について、さらなる体制の充実強化が必要である。

地方分権改革は、國のあり方、國のかたちそのものにかかわる重要な政治改革でもあり、激動する国際社会において我が國としていっそう的確な対応が求められているなか、不退転の決意で進めていかなければならない。なお、こうした取組みを進めることは、将来の道州制の本格的な導入の道筋をつけるものと考える。

1 地方分権改革の目指すべき方向性

(分権型社会への転換)

国が地方のやることを考え、押し付けるという中央集権型のシステムは、もはや捨て去るべきである。明治維新以来の中央集権型のシステムは、近代化と経済発展を効率的に達成することに大きな成果をあげてきた。しかし、経済の高度成長の時代を終え、国・地方を合わせた未曾有の債務残高という負の遺産を抱えるなか、21世紀の人口減少社会においていっそう加速する少子高齢化やアジアにおける競争激化などの大きな変化に的確に対応していくためには、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する住民本位の分権型社会へ、抜本的な転換をはからなければならない。

そのためには、国と地方の役割分担を徹底して見直すことにより、行財政をめぐり国と地方の不明確な責任関係がもたらす両者のもたれ合い状態から、早急に脱却する必要がある。国は、國が本来やるべき仕事のみに専念して、国民・住民に最も身近なところで、行政のあり方を国民・住民がすべて自らの責任で決定・制御できる仕組みを構築しなければならない。このためにも、住民に身近な基礎自治体について、さらなる体制の充実強化が必要である。

それとともに、情報共有と住民参加の促進を通じて、多様性と創造性にあふれた住民本位の地域づくりを進めることが必要となる。これにより、真の民主主義の確立とともに、國民がゆとりと豊かさを実感し安心して暮らすことができる、確かな持続可能性を備えた社会を実現することができる。

(地方の活力を高め、強い地方を創出)

地方の活力なくして國の活力はない。地方のやる気、知恵と工夫を引き出し、地域に住む人たちのニーズや地域の魅力をいちばんとらえることができる地方が、自ら主役となって考え、実行できる体制をつくることが不可欠である。地方がさまざまな行政分野で独自の施策を開拓して地方の魅力を引き出しつつ、民主導の地域再生を実現することで初めて強い地方を創出することが可能となる。國は、そのための条件整備を積極的に行うとともに、地方自治体は、地域再生に向けて自らの企画力の向上を通じた地域経済基盤の強化をはかる必要がある。

(地方の税財政基盤の確立)

国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保等の観点から、税源配分の見直しをはじめとする地方税財政全体の抜本的改革を進めなければならない。それにより、分権型社会にふさわしい地方の税財政基盤を確立する。その際、地域間の財政力格差の縮小をはかり、どの地域に暮らしても勇気と希望がもたらされる豊かな自治が実現される仕組みにするとともに、東京等に税源が偏在している状況も念頭に置く必要がある。

(簡素で効率的な筋肉質の行財政システム)

地方分権改革の推進により、国と地方を通じた簡素で効率的な筋肉質の行財政システムを構築し、財政健全化にも資するようすべきである。国と地方の行政の重複を徹底して排除し、國の地方支分部局等の廃止・縮小をはかる必要がある。また、受益と負担の関係の明確化等によりコスト意識を徹底し、自治体経営のスリム化と効率化を進め、納税者の立場に立った身軽で機動的な地方自治体としていかなければならない。そのため、国、地方自治体を問わず、自ら積極的に行政改革を推進し、継続的に政策評価を実施していく必要がある。

(自己決定・自己責任、受益と負担の明確化により地方を主役に)

地方分権改革においては、「自己決定・自己責任」、「受益と負担の明確化」により「地方を主役に」の確立を目指すべきである。「地方が主役」とは、地方が総体として國から自立するとともに、各地域が相互に連帯しつつ個々に自立する姿である。条例制定権を拡大して、首長・議会を本来あるべき政策決定機関に変え、自主経営を貫き、地方が主役となる。地方が主役の國づくりを実現するには、自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に具備した地方政府を確立する必要がある。

以上の方針性を目指す地方分権改革の推進は苦難の道程が予想されるが、行政運営の失敗の影響は住民に及ぶことを踏まえ、住民・首長・議会が自治の担い手としての意識改革を行い、その下で職員も自らの使命をしっかりと自覚して、それぞれが確固たる意志と責任を持って進んでいかなければならない。この歩みが、國と地方の真の対等協力関係を構築し、総合行政の名にふさわしい住民本位の豊かな行政の実現として結実するのである。

2 地方分権改革推進のための基本原則

(1) 基礎自治体優先

補完性・近接性の原理にしたがい、ニアイズベターの観点に立って地方自治体、とくに基礎自治体を優先する。

(2) 明快、簡素・効率

明快な国と地方の役割分担を確立するとともに、「官から民へ」の考え方にもとづき、国・地方を通じ、無駄と重複を排除した、簡素で効率的な行政を実現する。

(3) 自由と責任、自立と連帯

地方の行政及び税財政の基盤を確立し、自由度を拡大して、地方自治体が責任をもって行政を実施するとともに、自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う仕組みを実現する。

(4) 受益と負担の明確化

(3) とあわせて、受益と負担の明確化により、住民が主体的に政策の選択と決定を行うようにする。

(5) 透明性の向上と住民本位

情報公開を徹底して、行政の透明性を向上させるとともに、首長と議会がそれぞれの機能を十分に発揮することでガバナンスを強化し、また住民参加の促進やNPOなどとのパートナーシップを確立して、真に住民のための地方分権改革を実現する。

3 調査審議の方針

今後の当委員会における議論の進め方としては、これらの方向性や基本原則にしたがい、以下の事項について調査審議を進め、おおむね2年以内を目途に順次勧告を行う。

当面、今秋に中間的な取りまとめを行う。それに向けて、地方との意見交換等の実施により地方の実情を把握し、そこで提示されたさまざまな課題や提案、そして従来からの分権議論で残されてきた課題の検証を行いながら、集中的な審議も交えつつ論点を集約して、改革の意義と効果を国民にわかりやすく示し、重点的に検討を進めていく。

そのうえで、中間的な取りまとめ以降において、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるため、国民に直接説明する機会を設けたい。

(1) 国と地方の役割分担の徹底した見直し等

ア 国と地方の役割分担の徹底した見直し

- ・ 住民生活に直結した行政分野（まちづくり、社会保障など）において、徹底した役割分担の見直し
- ・ 行政の重複の排除と事務・事業の見直しにより、国の地方支分部局等を廃止、縮小するとともに、地方自治体の組織・定員のスリム化を推進

イ 権限移譲の推進

- ・ 役割分担原則の徹底にもとづいた国から地方へのさらなる権限移譲の推進
- ・ 現在進められている「平成の大合併」を踏まえ、都道府県からの移譲も含め、基礎自治体への権限移譲の推進

ウ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- ・ 個別法令による地方自治体に対する事務の義務付けについて、撤廃・緩和するよう見直し
- ・ 事務事業の執行方法・執行体制に関する枠付けについて、条例等によるよう見直し
- ・ 地方自治体が処理する事務について、企画立案から管理執行に至るまで地方自治体が責任を持つことができるよう見直し
- ・ 条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大

エ 関与の見直し

- ・ 地方自治法に定める基本類型以外の個別法による関与について、最小限となるよう見直し。法定受託事務を自治事務とすることや関与の縮小を行う方向で見直し
- ・ 国庫補助負担金を通じた関与や事務手続の見直し

オ チェックシステムの整備

- ・ 国の法令による新たな義務付け・枠付け等についてのチェックシステムの整備

(2) 国と地方の役割分担等を徹底して見直し、分権型社会にふさわしい国から地方への思い切った税源移譲を推進。その際、地方税財源の充実確保、地域間の税収偏在の是正などの観点から、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方にについて一体的に検討し、地方債を含め分権にかなった地方税財政制度を整備

(3) 地方自治体が自ら行う行政及び税財政の改革の推進、行政の公正確保・透明性の向上、住民参加の充実、自己規律が働く自治体組織の改善等による地方分権改革の推進に応じた行政体制の整備及び確立方策

4 政府及び地方自治体に望むこと

政府及び地方自治体にあっては、当委員会の調査審議への積極的な協力とともに、各種施策の推進にあたり、この「基本的な考え方」の趣旨を踏まえていただくようお願いする。あわせて、地方分権改革の推進にあたり、以下の点について留意されることを強く望む。

(1) 政府における内閣総理大臣のリーダーシップを期待し、新たに設けられた地方分権改革推進本部において、政府が一体となって当委員会の勧告にもとづいた地方分権改革推進計画の策定をはじめとする改革関連施策を確実に実施する。

(2) 政府においては、当委員会における調査審議の状況に留意しつつ、地方分権の推進に関する施策を実施するとともに、地方分権の趣旨に沿わない施策を行わないようにする。

(3) 地方自治体においては、自らの行財政運営について、透明性と自浄性を高め、住民の信頼を絶えず確保するとともに、人材の育成など将来に向けての行政能力向上の努力を継続する。

第二期地方分権改革の推進に向けた アピール【骨子】

本年4月に「地方分権改革推進法」が施行され、「地方分権改革推進委員会」が発足したが、最近の地方分権改革をめぐっては、地方自治体の行財政改革は不十分であるという意見や、税源偏在の調整機能を持つ地方交付税制度があるにもかかわらず、税制改正により地方間で格差是正を行うべきといった議論が先行し、国と地方の税源配分のあり方に関する議論が先送りにされている。また、大都市が各圏域において果たしている役割を踏まえた新たな大都市制度に関する議論がなされていない。

従って、今般の地方分権改革において、特に以下の点が実現されることを指定都市市長会として強く要請する。

- 1. 改革という名のもとに、国の財政再建を優先し、地方に負担の押しつけを行わないこと**

- 2. 地方間の税収格差の議論の前に、まずは、国と地方の役割を抜本的に見直し、その役割分担に応じた税源配分とすること**

- 3. 真の分権型社会にふさわしい新たな大都市制度を創設すること**

平成19年5月29日
指定都市市長会

今こそ真の地方分権改革の推進を！

—第二期地方分権改革の推進に向けた指定都市のアピール—

指定都市市長会

本年4月に「地方分権改革推進法」が施行され、「地方分権改革推進委員会」が発足したが、安倍内閣総理大臣は、地方分権を内閣の最重要課題と位置づけており、首相の強いリーダーシップのもとに眞の地方分権改革への取組みが、より一層進められることを大いに期待するものである。

しかし、最近の地方分権改革をめぐっては、地方自治体の行財政改革は不十分であるという意見や、税源偏在の調整機能を持つ地方交付税制度があるにもかかわらず、税制改正により地方間で格差是正を行うべきといった議論が先行し、国と地方の税源配分のあり方に関する議論が先送りにされている。また、大都市が各圏域において果たしている役割を踏まえた新たな大都市制度に関する議論がなされていない。

大都市のあり方は、将来の国全体のあり方に関わる重要な問題であるとの認識のもと、我が国の総人口の約2割にも及ぶ17指定都市の住民を始めとする国民全体が地方分権の実を感じることができるように、今般の地方分権改革において、特に以下の点が実現されることを指定都市市長会として強く要請する。

1. 改革という名のもとに、国の財政再建を優先し、地方に負担の押しつけを行わないこと

平成18年度までの三位一体の改革においては、3兆円規模の税源移譲が実現したものの、4兆円を超える国庫補助負担金の削減に加え、地方交付税等も約5兆円が削減されたことから、地方にとって大きな負担増となつた。特に指定都市における地方交付税等の削減率は全国平均の約1.5倍となっており、大変厳しい財政運営を強いられる事になった。さらに、国庫補助負担金改革では、負担率の引下げが目立つなど、地方の自由度を拡大するという本来の趣旨からは程遠いものであった。

今般の地方分権改革においては、いわれなき大都市富裕論による指定都市を狙い撃ちにした地方交付税の削減や、国庫補助負担率の引下げなどにより、単に地方に痛みを押しつけるのではなく、地方の自由度を拡大し、地方が責任を持って行政を実施することができる「眞の地方分権」の実現をめざした改革を行うこと。

三位一体の改革による地方財政への影響等

地方交付税+臨時財政対策債（全国）

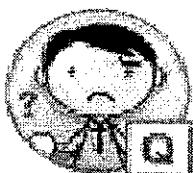
⑯予算	⑰予算	差引	削減率
23兆9,389億円	18兆8,145億円	△5兆1,244億円	△21.4%

地方交付税+臨時財政対策債（うち指定都市）

⑯予算	⑰予算	差引	削減率
1兆1,356億円	8,014億円	△3,342億円	△29.4%

国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金の廃止・縮減	△4.9兆円	負担率が引き下げられたもの
税源移譲の対象となるもの	△3.1兆円	義務教育費国庫負担金 1/2⇒1/3
交付金化	△0.8兆円	児童扶養手当給付費負担金 3/4⇒1/3
スリム化	△1.0兆円	児童手当国庫負担金 2/3⇒1/3

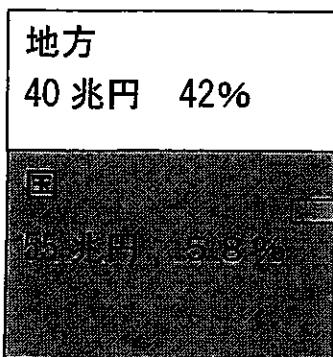


「国と地方の役割分担に応じた税源配分って何？」

国税として納められた税の一部は国庫補助金や地方譲与税等として地方に再配分されます。しかし、補助金等は国の関与が残るので、国と地方の役割分担を抜本的に見直して、その役割に応じた税源を移譲することを国に求めています。

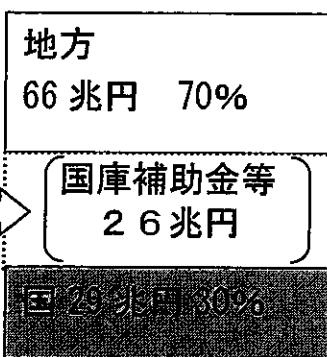
税の配分

総額95兆円



税の実質配分

総額95兆円



平成19年度国の当初予算額、地方財政計画による数値

国税と地方税の配分は、国6：地方4ですが、国税55兆円のうち26兆円は、国庫補助金や地方譲与税等として地方に再配分され、実質配分では国3：地方7と逆転しています。

国と地方の配分を、当面5：5とするためには、

$$95\text{兆円} \times 0.5 = \text{約} 47\text{兆円}$$

$$47\text{兆円} - 40\text{兆円} = \text{約} 7\text{兆円}$$

約7兆円の税源移譲が必要です。

2. 地方間の税収格差の議論の前に、まずは、国と地方の役割を抜本的に見直し、その役割分担に応じた税源配分とすること

昨今、法人2税の見直しや、ふるさと納税制度創設など地方間の税収格差是正の議論がなされているが、まずは、国と地方さらに基礎自治体である市町村の役割分担を抜本的に見直し、それぞれが担うべき役割を明確化した上で、その役割に見合う税源配分とすべきである。

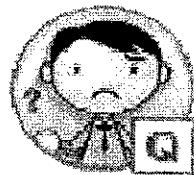
当面は、国と地方間の税の配分が5：5となるよう複数の基幹税から一体的に移譲すること。

3. 真の分権型社会にふさわしい新たな大都市制度を創設すること

前回の地方分権改革は、機関委任事務制度の廃止などが行われたが、依然として、法律・政令・省令などによる義務付け・枠付けに縛られるなど、地方の自主性・自立性を高めるという地方分権改革の理念からは程遠い「未完の分権改革」であった。

指定都市には、大都市固有の業務にかかる財政需要に見合う税源措置がほとんど講じられておらず、また、制度としても、道府県との役割分担が不明確であり「二重行政」の弊害が生じているなど、大都市固有の行財政需要に総合的に対応するには不十分なものである。

従って、今般の地方分権改革においては、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、真に国・道府県が担うべき事務以外のすべての事務の権限を法律によるところにより移譲し、指定都市が一元的・総合的に実施できるようにするとともに、大都市特例税制などにより、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される、新たな大都市制度を早期に創設すること。



「地方間の税収格差は本当に拡大しているの？」



地方間の税源偏在の調整機能をもつ地方交付税も含めて、地方間の格差が拡がっているか、検証をしてみましょう。

人口一人あたりの税収

(単位:千円)

区分	平成14年度決算			平成17年度決算		
	一番少額	沖縄県	70	一番多額	東京都	214
指定都市平均		191	2.7倍		184	2.6倍

人口一人あたりの税収では、都道府県間の差は拡がっています。なお、指定都市の平均額は減少しています。

人口一人あたりの一般財源総額(地方税+地方交付税等)

(単位:千円)

区分	平成14年度決算			平成17年度決算		
	一番少額 (税が一番多額)	神奈川県 東京都	122 205	1.7倍	神奈川県 東京都	138 235
(税が一番少額)	沖縄県	230	1.9倍	沖縄県	221	1.6倍
一番多額	島根県	364	3.0倍	島根県	357	2.6倍
指定都市平均		258	2.1倍		248	1.8倍

地方の歳入を大きく分けると、「特定財源」と「一般財源」に分かれます。使い道が定まっていない「一般財源」が多いほど、より住民ニーズを反映しやすい自主的な財政運営が可能となります。

地方交付税などを加えた人口一人あたりの一般財源総額では、都道府県間の差は縮まっています。なお、指定都市の平均額は減少しています。

指定都市・道府県・国の役割

指定都市の役割

眞に国・道府県の担うべき事務以外のすべての事務を一元的・総合的に実施

道府県の役割

犯罪捜査や広域防災計画の策定などの「広域事務」や「連絡調整事務」等

国の役割

- ・外交など国際社会における国家としての存立にかかる事務
- ・全国的に統一して定めることが望ましい事務等に重点化 等

平成19年5月29日

札幌市長	仙台市長	さいたま市長	千葉市長	横浜市長	新潟市長	静岡市長	浜松市長	名古屋市長	京都府長	大阪市長	堺市長	神戸市長	広島市長	北九州市長	福岡市長							
文克彦	宗一	啓一	孝	善	康	武	賴	淳	立	宏	昭	吉	友	久	兼	一	介	郎	利	治	雄	彦
田原川岡部	田嶋木原本	田嶋木原本	田嶋木原本	木原本	原田葉橋	原田葉橋	原田葉橋	木矢秋北吉														

地方分権改革の推進に関する意見

地方分権改革は、個性豊かな地域社会を形成し、少子高齢社会への対応などの諸課題に迅速・的確に対応するため、住民に身近な地方へ権限と税財源を移譲し、地方の自主性・自立性を高め、地方の実情に対応できる総合的な行財政システムを確立しようとするものである。

しかし、平成18年度までの「三位一体の改革」は、3兆円規模の税源移譲が実現したもの、その規模・内容とも、本来の地方分権の趣旨とはあまりにもかけ離れた不十分な改革に終わった。平成7年5月の地方分権推進法の成立から12年が経過した現在も、法令や国庫補助負担金等を通じた国による過剰な関与・規制、義務付け等が、地方行政の自由度を損ない、地域のニーズへの的確な対応を困難にしている。

こうした中、政府は、地方分権改革推進法に基づき本年4月に「地方分権改革推進委員会」を設置し、今後3年間の第二期地方分権改革論議をスタートさせた。

そこで、本日、八都県市は、今後の地方分権改革が、地方の自主性・自立性を高める真の地方分権改革となるよう、次のとおり意見を表明する。

- 1 政府は、第二期地方分権改革を進めるに当たって、次のことに留意すること。
 - (1) 地方分権改革推進委員会が、地方と十分に意見交換をした上で調査審議を進め、「あるべき地方分権改革の姿」を提言できるよう配慮すること。
 - (2) 第二期地方分権改革を「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」の最重要課題として位置付け、地方の意見を十分聴き、地方の求める真の地方分権改革を政治主導で実現すること。
 - (3) 地方分権改革の意義について、国においても国民の視点に立った広報を積極的に展開すること。
- 2 地方に関する事項の政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組み（「(仮) 地方行財政会議」）を法律により設置すること。
- 3 国は、外交、防衛、司法等のほか、例えば、少子化、地球環境問題等の分野においても国による戦略的な取組みが必要なものなど、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方にゆだねるという地方分権改革推進法の基本方針に則り、国と地方の役割分担の見直しと権限移譲を進め、国による関与、義務付け・枠付け等を大幅に廃止・縮小するとともに、国と地方による二重行政を解消すること。

- 4 地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、国と地方の役割分担に応じた税財源の充実確保等の観点から、次の改革を一体的に推進すること。
- (1) 税源移譲に当たっては、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分とするため、消費税等の基幹税からの税源移譲を実現すること。
- (2) 地方交付税制度の改革に当たっては、地方固有の共有財源であることを明確化した上で、国による義務付けや政策誘導を排除するとともに、国の歳出削減を目的とした一方的な交付税総額の削減は行わないこと。
- (3) 国庫補助負担金については、国の財政再建や各省庁の個別利害を優先することなく、地方の自由度・裁量度を高める改革とすること。
- 併せて、国の地方に対する過剰な関与・規制を早急に廃止すること。
- 5 特に、新たな地方税財政制度は、我が国最大の大都市圏である八都県市の行政需要が的確に反映されるなど、それぞれの地域の特性に応じたものとすること。
- 6 政府が表明している「道州制ビジョン」の策定に当たっては、地方の参画の下、新しい国家像をつくるという導入の理念を踏まえ、中央省庁の大胆な解体再編を含めた、国と地方の役割分担の根本的な見直しなどについて、十分な議論を行うこと。また、その際には、国の都合による行財政改革や財政再建の手段として行うことなく、真の分権型社会の実現を目指すこと。
- なお、道州制の議論如何にかかわらず、地方分権改革を着実に推進すること。

平成19年5月30日

八都県市首脳会議

座長 千葉県知事	堂 本 晓 子
埼玉県知事	上 田 清 司
東京都知事	石 原 慎太郎
神奈川県知事	松 沢 成 文
横浜市長	中 田 宏
川崎市長	阿 部 孝 夫
千葉市長	鶴 岡 啓 一
さいたま市長	相 川 宗 一

首長の在任期間の制限に関する意見

首長の在任期間の制限については、平成18年11月15日に開催された第50回八都県市首脳会議において、全員一致で意見をとりまとめ、アピールをしたところであるが、現在、国や政党において法制化に向けた動きがみられることなどから、本日、首長の在任期間について、地方の自主性・自立性を高めるとともに、地方政治改革を推進するため、八都県市は、次のとおり意見を表明する。

- 1 首長の在任期間については、幅広い権限を有する首長の時間的分権という観点から、地方分権の基本的な考え方である各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律により一律に制限するのではなく、在任期間を制限するかどうかや、制限する場合の在任期数などを条例に委ねる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。

平成19年5月30日

八都県市首脳会議

座長 千葉県知事	堂 本 晓 子
埼玉県知事	上 田 清 司
東京都知事	石 原 慎太郎
神奈川県知事	松 沢 成 文
横浜市長	中 田 宏
川崎市長	阿 部 孝 夫
千葉市長	鶴 岡 啓 一
さいたま市長	相 川 宗 一

「ふるさと納税」構想に関する意見

現在、骨太の方針2007及び平成20年度税制改正に向けて、税源移譲の議論と併せて、「ふるさと納税」構想が提案され、総務省において研究会が設置されたところである。

しかし、地方が一体となって、第二期地方分権改革に取り組んでいる現在、地方間にいたずらに対立をもたらすような議論に懸念を持たざるを得ない。

地方分権にふさわしい地方税財政の充実は、国民全員の「ふるさと」に財源保障をしている地方交付税を含めた、税財政制度全体の中で見直すべきとの見地から、八都県市は、次のとおり意見を表明する。

- 1 まず、国と地方の税収の比率を1対1とすることに全力を傾けるべきこと。
- 2 ふるさと貢献意識を尊重するという考え方を理解できるが、「ふるさと納税」は、受益と負担の関係を崩しかねず、租税原則に反するような検討は行わないこと。
- 3 財政力格差の是正が必要との議論があるが、地方自治体の財政力を見るには、歳入・歳出・行財政改革努力を合わせて考える必要があり、財政力の格差と税収の格差を混同すべきではないこと。

平成19年5月30日

八都県市首脳会議

座長 千葉県知事	堂 本 晓 子
埼玉県知事	上 田 清 司
東京都知事	石 原 慎太郎
神奈川県知事	松 沢 成 文
横浜市長	中 田 宏 宏
川崎市長	阿 部 孝 夫
千葉市長	鶴 岡 啓 一
さいたま市長	相 川 宗 一

地方分権改革の推進に関する決議

本年4月に地方分権改革推進法が施行され、地方分権改革推進委員会が発足し、第二期地方分権改革がスタートした。

地方分権改革の目標は、中央集権型のシステムの転換を図ることにより、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することにある。同時に、文化、産業などの面で地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することでもある。

第二期改革の最重点課題は、税源移譲の推進、地方交付税制度の再構築、補助金の廃止等の「住民自治を可能とする地方税財政制度の構築」、自治体の仕事に対する国の関与や義務付け等の廃止・縮小等の「地方の自立に繋がる行政面での分権改革」であるが、いずれも根強い抵抗が予想される困難な課題である。

しかし、我々市長一同は、地方自治に新たな歴史を開く地方分権改革に取り組む自負と気概を共有している。そして、改革の成果が将来の我が国に豊かな自治と新しい国のかたちを実現することを確信している。

ここに、我々は、地方分権改革推進委員会をはじめとする政府に対して、地方の自由度を拡大するため、以下の事項を踏まえて、真の地方分権改革の実現に真摯に取り組まれるよう強く求める。

1 国から地方への税源移譲

- (1) まずは国税と地方税の税源配分を5対5とする。
- (2) 地方消費税と個人住民税の充実強化によって偏在性の少ない地方税体系とする。

2 国と地方の役割分担の明確化と一体的な権限・事務・財源の移譲

「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を明確化し、一体的に権限・事務・財源を移譲する。

3 「地方共有税」の導入

- (1) 自治体の自立(律)と連帯を進める「地方共有税」を早期に実現する。地方共有税(地方交付税)の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とする。

(2) 地方財政計画に、都市自治体の財政需要の実態はもとより、都市の役割・行政サービスが増大していることを的確に反映する。

(3) 税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い自治体に対しては、地方共有税（地方交付税）の財源調整、財源保障機能を強化する。

4 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国による関与、義務付け・枠付けを廃止・縮小し、国庫補助負担金を削減するとともに、国の地方支分部局を整理し、国と地方の二重行政を解消する。

5 「(仮) 地方行財政会議」の法律による設置

地方に関する事項について、政府と地方の代表者等が協議し、地方の意見を政府の政策立案と執行に反映する。政府は、協議が整った事項について、その結果を尊重する。

6 第二期地方分権改革の進め方

(1) 地方分権改革推進委員会は、地方六団体と十分意見交換を行い、調査審議を進める。

(2) 政府は、「国と地方の協議の場」を早期に再開し、地方分権改革推進計画を作成するにあたっては、地方の代表者と事前に協議する。

7 国・地方を通じた行財政改革の推進

都市自治体は、市町村合併等による行政組織の再編統合や国に先駆けて大幅な定数削減や給与カットなど、懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。今後も、さらなる行財政改革を進め、効率的な行財政運営に努め、住民サービスの向上を図りながら、財政再建に取り組む決意である。

国は、地方支分部局の廃止等、遅れている自身の行財政改革を断行すべきである。国と地方の二重行政の排除、地方に対する国の関与の廃止・縮小等、地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながる。

以上決議する。

平成19年6月6日

第77回全国市長会議

第1回横浜市大都市制度検討委員会

日時：平成19年6月8日(金)

10時～12時

場所：関内新井ホール 11階A会議室

<次 第>

1 市長あいさつ

2 委員紹介

3 委員長選任・委員長代理指名

4 自由討議

5 その他

<資料>

資料1 横浜市大都市制度検討委員会設置要綱

資料2 検討委員会の進め方

資料3 第1回横浜市大都市制度検討委員会討議資料

<参考資料>

- ・市域・横浜のあゆみ
- ・5大戦争と6大事業
- ・横浜市中期計画（抜粋）
- ・大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての重点要望

横浜市大都市制度検討委員会設置要綱

制 定 平成 19 年 5 月 18 日第 65 号（市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市大都市制度検討委員会（以下、「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 第二期地方分権改革や道州制ビジョン策定に向け、国等での議論が活発になるこの機を捉え、本市としても、大都市自治を拡充する新しい大都市制度の確立に向け、国等に対し本市の主張を積極的に発信していくにあたり参考とするため、外部有識者の専門的かつ幅広い見地から助言・提言を得ることを目的とする。

（所掌事務）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために必要な検討を行い、その結果を市長に報告する。

（設置期間）

第4条 委員会の設置期間は、2か年とする。ただし、市長は、期間の延長・短縮をすることができる。

（委員）

第5条 委員会は、10人以内をもって構成する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員（副委員長）が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、必要な時期に、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 議事要旨及び会議資料は公開する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、都市経営局調査・広域行政課で処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

検討委員会の進め方

1 趣 旨

第二期地方分権改革や道州制ビジョン策定に向けた国等の議論が活発になるこの機をとらえ、新しい大都市制度の確立に向け、助言・提言をいただくため、「横浜市大都市制度検討委員会」を設置します。委員会で出された意見は、本市の主張に反映させます。

2 進め方

- ・ 資料（論点等）をベースに自由に意見をいただき、委員会としての方向性のとりまとめをお願いします。
- ・ 横浜の現状・課題をふまえ、横浜にふさわしい大都市制度を構想し、現行の指定都市制度に代わる新たな大都市制度として提案していくこととします。
- ・ 各委員から問題提起をいただき、議論をすることも想定します。

3 委員会の設置期間

平成19年6月～平成21年5月（2か年を想定）

4 当面のスケジュール（案）

- 第1回（6月8日（金）10：00～12：00）
検討の全体像・想定される論点整理

- 第2回（7月20日（金）13:00～15:00または7月27日（金）17:00～19:00）
【論点例】大都市・横浜に必要となる包括的権限など

- 第3回（8月下旬予定）
【論点例】首都圏における横浜の位置付け・大都市圏設定の考え方

- 第4回（10月予定）
【論点例】財政自治権の確立の考え方

- 第5回（12月予定）
【論点例】都市内分権の考え方

- 第6回（20年3月予定）
各回の論点をふまえ、全体議論（中間まとめ）

*第2回から第5回の論点例については、委員会での議論や国等の動向により変更する予定です。

*検討委員会での議論をふまえ、横浜市として逐次、発信（提案）します。

第1回 横浜市大都市制度 検討委員会

【本日の論点】

大都市横浜の現状と課題を整理し、今後、
検討委員会で議論をすべき主要な論点等につ
いて整理していただきます。

本日のご説明項目

I. 横浜の現状・課題

- ☆横浜の概要とあゆみ
- ☆生活圏・経済圏からみた横浜の現状
- ☆基礎データから見た指定都市の中での横浜
- ☆横浜市民意識調査から見た横浜の現状
- ☆都市内分権の観点からみた横浜の現状

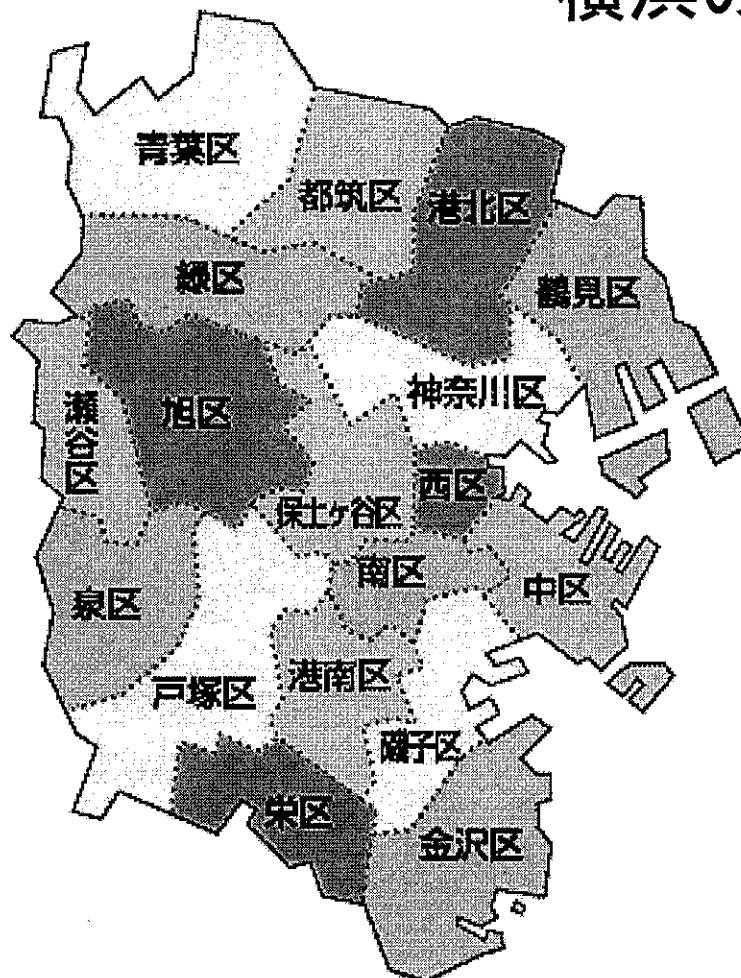
II. 検討の基本的方向性

III. 検討すべき主要な論点

I . 横浜の現状・課題

☆横浜の概要とあゆみ

横浜の概要



- 人口 3,619,175人
 - 全国第2位の規模
(市としては最大)
 - 中堅国家の規模に相当
- 面積 434.98km
 - (以上平成19年5月1日現在)
- 放射線状に延びた
「谷戸」の街

横浜のあゆみ

●安政6年(1859) : 横浜開港

- －文明開化の先端地・文化の先端都市として成長
- －好立地から重工業地帯として発展

●大正12年(1923) : 関東大震災

- －壊滅的被害を受けるも、復興の中から現在の都心部の骨格を形成

●昭和20年(1945) : 横浜大空襲・終戦

- －米軍による市内枢要部の接收の影響で東京依存型の社会・経済構造へ

●昭和30年代(1965～)：高度成長期

- －産業の急激な高度化による人口集中
- －市街地が生活基盤の不足する郊外へ拡張
無秩序なスプロール化により住環境が急激に悪化
- －先鋭化する都市問題との対決。横浜の「5大戦争」と
6大事業
 - ・5大戦争：ゴミ、道路交通、環境破壊、水資源、
公共用地
 - ・6大事業：都心部の強化、金沢地先埋立、港北ニュ
ータウンの建設、高速鉄道の建設、高速
道路の建設、ベイブリッジの建設

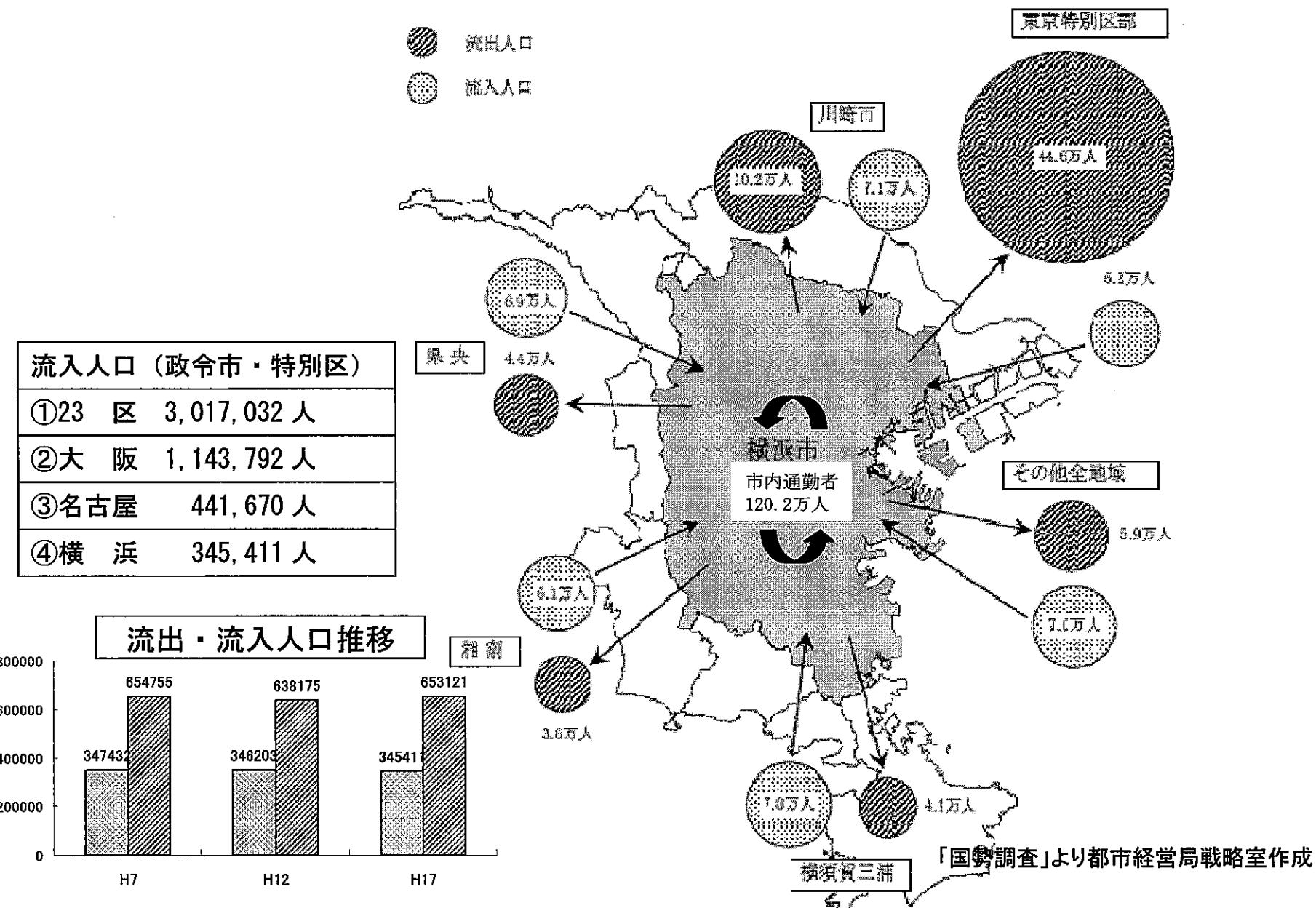
●～現在：日本を代表する都市に成長

☆生活圏・経済圏からみた横浜の現状

- ①横浜市の流出・流入通勤者数
- ②横浜市を中心とする大都市圏域
- ③「神奈川県消費行動調査」(平成13年度)
にみる横浜商業圏の状況

①横浜市の流出・流入通勤者数（15歳以上）

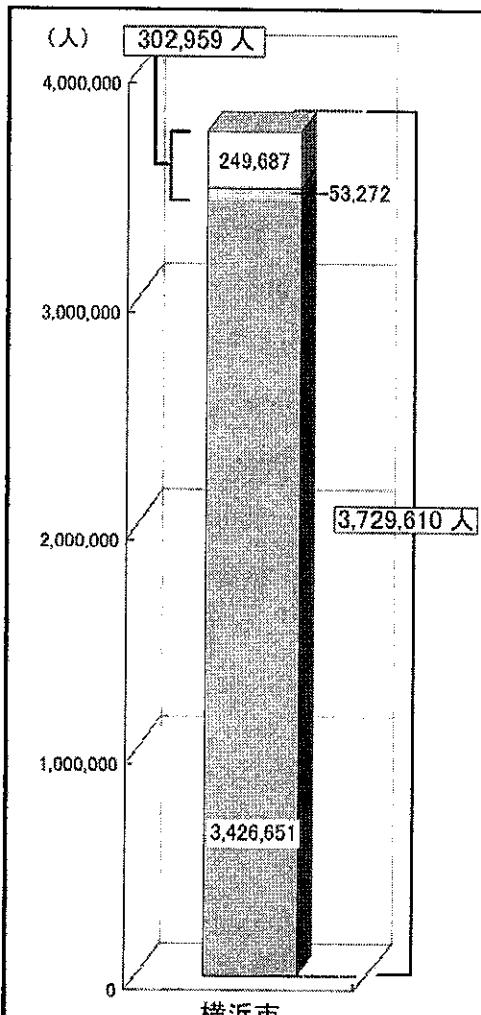
(平成17年)



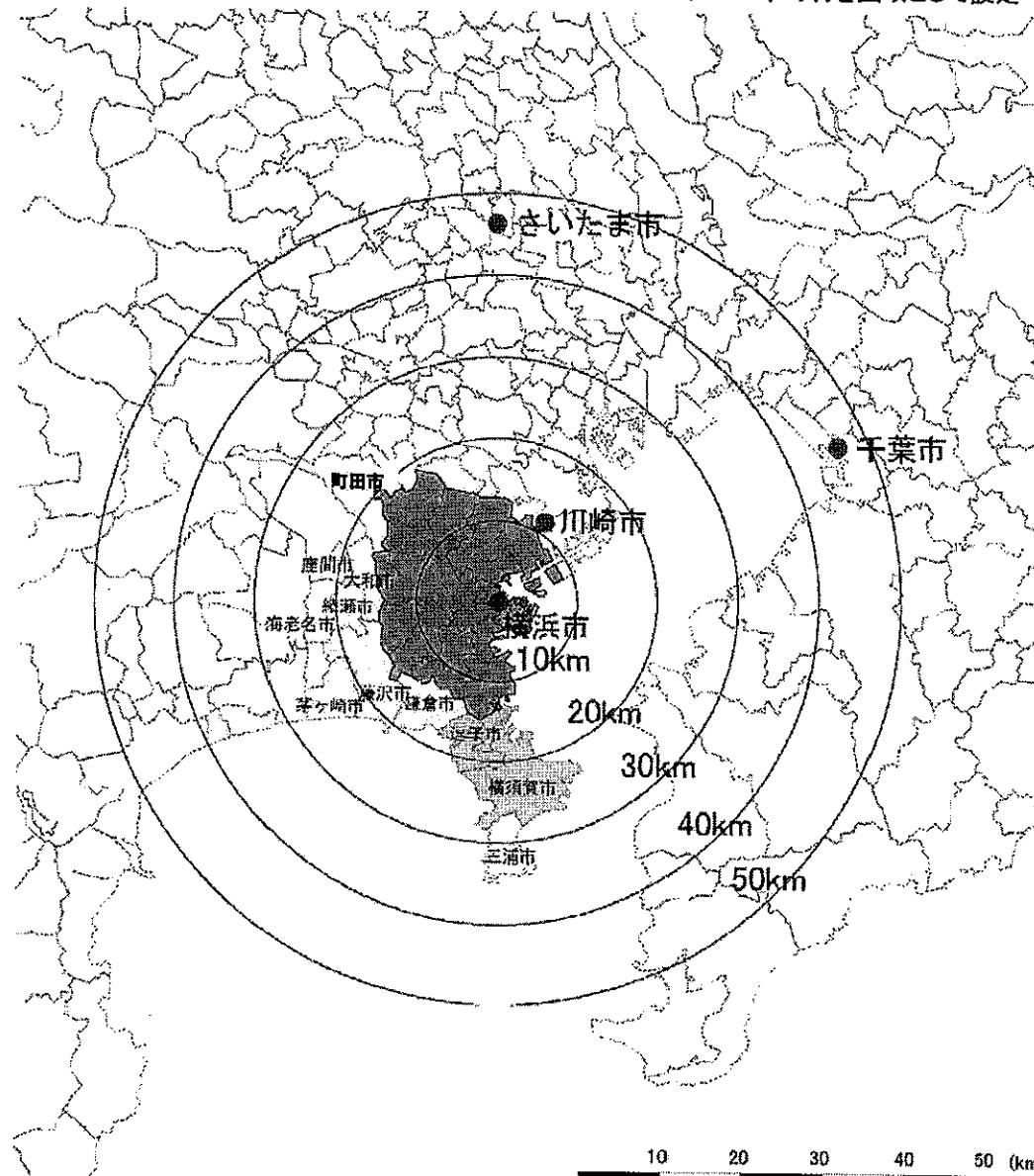
②横浜市を中心とする大都市圏域(5%・10%圏域)

流入人口5%以上10%未満	249,687人
流入人口10%以上	53,272人
+ 政令市人口(常住人口)	3,426,651人

合 計 3,729,610人



※[横浜市への流入人口/当該市町村の常住人口]が5%以上の市町村を圏域として設定



データ出典 平成十二年国勢調査より

資料)名古屋市「道州制を見据えた『新たな大都市制度』に関する調査研究報告書」(平成19年2月)

③「神奈川県消費行動調査」にみる横浜商業圏の状況

神奈川県民が出向く繁華街

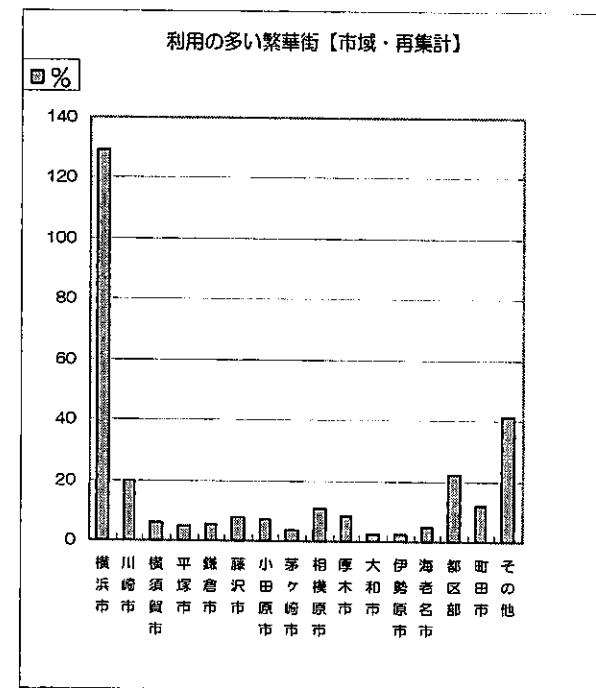
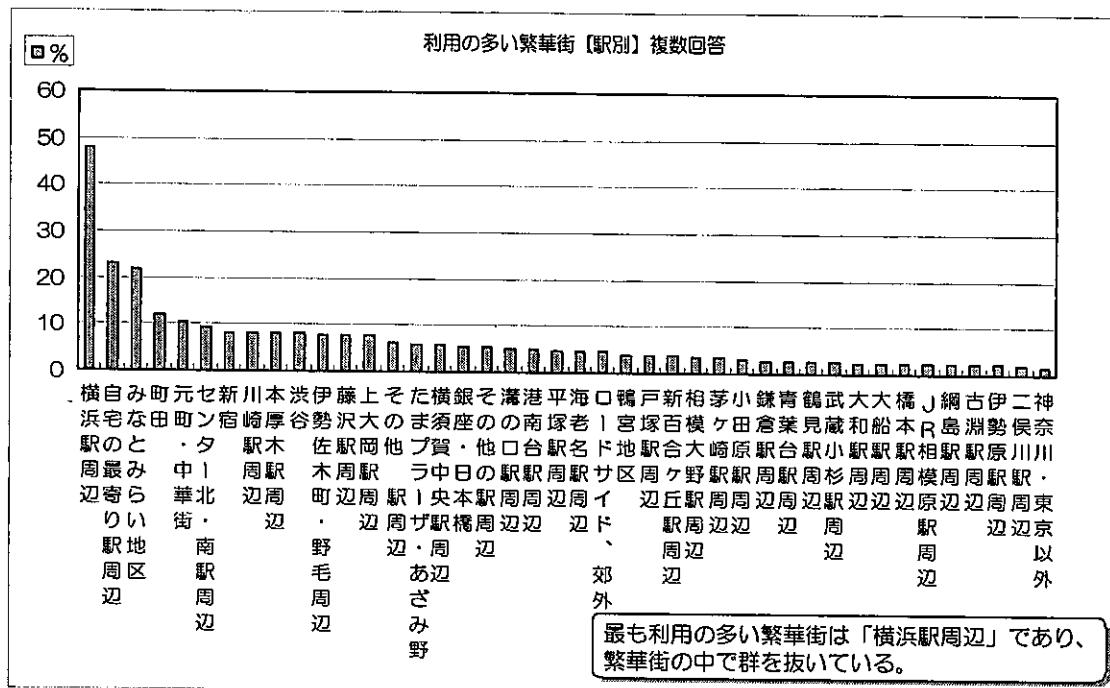
	1位	2位	3位	4位	5位	駅の周辺		自宅の最寄駅	県内その他	自宅周辺	ロードサイド
						横浜駅周辺	町田駅周辺	藤沢駅周辺	川崎駅周辺	横須賀中央駅周辺	
贈答品	68.1	横浜駅周辺 30.9	町田駅周辺 5.0	藤沢駅周辺 4.7	川崎駅周辺 3.2	横須賀中央駅周辺 3.0	2.1	34.7	8.0	7.1	
外出着・おしゃれ着	66.4	横浜駅周辺 30.2	町田駅周辺 4.7	藤沢駅周辺 4.6	川崎駅周辺 3.2	横須賀中央駅周辺 2.9	2.0	37.6	6.7	12.7	
身の回り品	59.0	横浜駅周辺 25.4	藤沢駅周辺 4.4	川崎駅周辺 2.9	横須賀中央駅周辺 2.8	たまプラーザ・あさみ野駅周辺 2.7	3.8	40.4	12.6	13.8	
書籍・文具類	48.3	横浜駅周辺 14.7	藤沢駅周辺 4.1	川崎駅周辺 3.9	上大岡駅周辺 3.6	本厚木駅周辺 3.1	9.3	43.1	28.5	10.0	
室内着・普段着	43.6	横浜駅周辺 13.8	藤沢駅周辺 4.9	横須賀中央駅周辺 3.6	上大岡駅周辺 3.3	溝の口駅周辺 3.0	8.0	46.1	22.2	17.9	
パソコン・携帯電話	39.4	横浜駅周辺 21.3	上大岡駅周辺 6.6	町田駅周辺 5.9	川崎駅周辺 5.8	新宿 2.8	2.8	38.4	14.3	33.8	
スポーツ・レジャー用品	37.0	横浜駅周辺 17.7	藤沢駅周辺 5.1	茅ヶ崎駅周辺 3.2	横須賀中央駅周辺 3.1	川崎駅周辺 2.8	4.8	42.4	16.7	33.9	
化粧品・薬	34.0	横浜駅周辺 11.4	藤沢駅周辺 4.8	上大岡駅周辺 3.3	溝の口駅周辺 3.1	横須賀中央駅周辺 2.9	12.5	43.2	36.8	11.7	
インテリア類	33.6	横浜駅周辺 18.6	藤沢駅周辺 4.7	川崎駅周辺 3.1	横須賀中央駅周辺 3.1	上大岡駅周辺 2.8	4.8	42.3	14.9	35.9	
食料品・飲料類	30.6	横浜駅周辺 7.8	上大岡駅周辺 3.7	藤沢駅周辺 3.6	溝の口駅周辺 3.5	新百合ヶ丘駅周辺 2.3	16.9	42.8	52.6	7.8	
家庭電化製品	29.1	横浜駅周辺 14.1	上大岡駅周辺 6.2	川崎駅周辺 5.1	藤沢駅周辺 3.1	茅ヶ崎駅周辺 3.1	5.9	41.7	23.0	33.1	
日曜大工・園芸用品	18.2	横浜駅周辺 10.0	藤沢駅周辺 5.3	茅ヶ崎駅周辺 4.7	上大岡駅周辺 3.3	川崎駅周辺 3.1	9.8	45.6	26.8	41.3	

* 表中データ、単位は%

* 表中「駅周辺」のランキングは、「駅の周辺」を100とした割合。

- ・「横浜駅周辺」は、広域性・量の両面で、どの商品でも集客力がトップ
- ・特に県外出向率の高い商品においてこの傾向が顕著

利用の多い繁華街



平成13年度調査		平成8年度調査	
横浜駅周辺	47.8	横浜駅周辺	56.9
自宅の最寄り駅周辺	22.9	自宅の最寄り駅周辺	23.5
みなとみらい地区（新規）	21.9	町田	14.4
町田	11.9	元町・中華街	12.4
元町・中華街	10.6	その他東京	12.4
センター北・南周辺（新規）	9.2	伊勢佐木町・野毛周辺	12.3
新宿	8.3	藤沢駅周辺	10.5
川崎駅周辺	8.3	渋谷	9.7
本厚木駅周辺	8.2	川崎駅周辺	9.2
渋谷	8.2	新宿	8.0
（伊勢佐木町・野毛周辺）	7.9	（本厚木駅周辺）	7.4
（藤沢駅周辺）	7.7		

前回調査（平成8年度調査）と比較すると、「横浜駅周辺」がトップであることは変わらず、また今回調査から新しく加わった「みなとみらい地区」は高い利用率を示している。

「神奈川県消費行動調査」(H13)より

二大商業地（「横浜都心商業地」「東京商業地」）の影響圏

横浜圏：自商業圏内充足率が高いことが特徴

東京圏：川崎市の区部と、県央部が主であり、横浜への流出率が低いことが特徴

商業圏	定義および対象市区町村
横浜圏	*「横浜都心商業地」への出向率が50%以上の市区町村 中区、西区、南区、保土ヶ谷区、神奈川区、磯子区、旭区、瀬谷区、鶴見区、 栄区、金沢区、港北区、泉区、逗子市、港南区、都筑区、海老名市、戸塚区、 緑区、川崎区、藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、横須賀市、幸区、平塚市、 (葉山町)、(大磯町)、(三浦市)、(二宮町)
東京圏	*「東京商業地」への出向率が50%以上の市区町村 相模原市、座間市、麻生区、多摩区、中原区、高津区、 (相模湖町)、(城山町)、(藤野町)
競合圏	*「横浜都心商業地」及び「東京商業地」の両方への出向率が50%以上の市区町村 大和市、綾瀬市
独立圏	*「横浜都心商業地」及び「東京商業地」の両方への出向率が50%未満の市区町村 宮前区、青葉区、厚木市、伊勢原市、秦野市、小田原市、 (南足柄市)、(真鶴町)、(中井町)、(清川村)、(松田町)、(津久井町)、 (愛川町)、(山北町)、(大井町)、(寒川町)、(湯河原町)、(箱根町)

「神奈川県消費行動調査」(H13)より

☆基礎データからみた指定都市の中での横浜

○人口・交流

○経済

○情報・文化

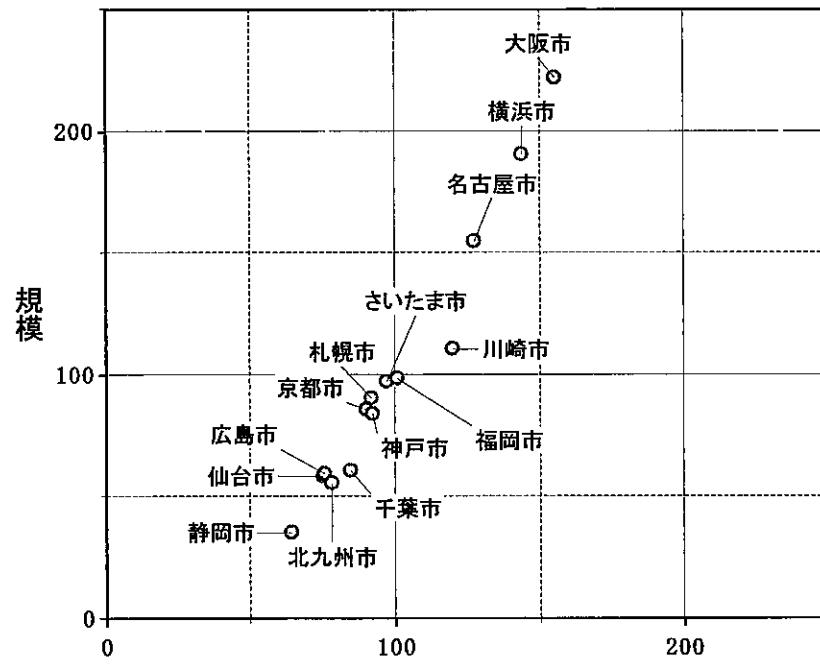
○行政

4つの指標(データ)で
14指定都市を比較分析

※堺市、浜松市、新潟市を除く

人口・交流

グラフ作成に使用したデータ



政令指定都市	規模に関する指標				中枢性に関する指標				
	人口	人口密度 (人/km ²)	昼間 就業者	昼間 通学者	DID地区(人口集中地区)				昼夜間 人口比率
					人口	人口密度 (人/km ²)	人口比 (%)	面積比 (%)	
政令市平均	1,571,957	4,312.7	843,165	102,539	1,490,302	8,478.3	93.3	45.1	104.3
札幌市	1,880,863	1,677.7	856,318	114,675	1,812,362	7,966.4	96.4	20.3	100.9
仙台市	1,025,098	1,308.3	522,328	94,136	905,139	6,951.9	88.3	16.6	107.7
さいたま市	1,176,314	5,408.6	912,252	62,944	1,080,130	9,344.5	91.8	53.1	91.9
千葉市	924,319	3,397.2	403,035	53,816	830,383	7,022.9	89.8	43.5	97.2
川崎市	1,327,011	9,299.3	553,398	44,031	1,316,910	9,974.3	99.2	92.5	87.1
横浜市	3,579,628	8,184.3	1,429,149	161,116	3,487,816	10,036.3	97.4	79.5	90.4
静岡市	700,886	510.1	380,079	43,009	610,245	6,171.6	87.1	7.2	103.8
名古屋市	2,215,062	6,785.3	1,361,680	167,829	2,159,379	7,889.9	97.5	83.8	114.7
京都府	1,474,811	1,781.4	766,630	149,106	1,387,532	9,903.9	94.1	16.9	108.4
大阪市	2,628,811	11,835.6	2,097,218	175,248	2,628,312	11,857.4	100.0	99.8	138.0
神戸市	1,525,393	2,763.3	680,643	105,647	1,409,454	9,536.2	92.4	26.8	101.8
広島市	1,154,391	1,275.6	584,609	72,003	1,004,506	7,436.9	87.0	14.9	102.6
北九州市	993,525	2,037.3	458,212	59,962	888,161	5,667.2	89.4	32.1	102.8
福岡市	1,401,279	4,114.1	798,752	132,019	1,343,902	8,936.7	95.9	44.2	113.4

出典：平成17年国勢調査

規模に関する指標：大都市の規模・能力を表すと考えられる指標

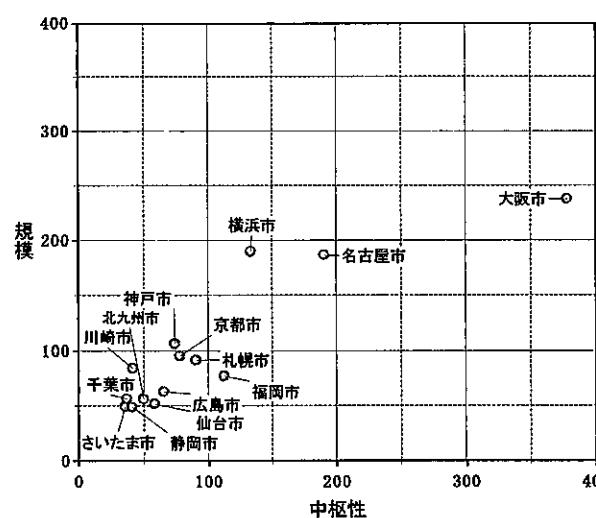
中枢性に関する指標：大都市の中枢管理機能を表すと考えられる指標

DID地区：国勢調査区を基礎単位地域として、市町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度4000人／平方キロメートル以上）が隣接しており、それらの人口が5000人以上を有する地域

人口・交流は規模・中枢とも大阪について2位

- ・横浜市的人口は圧倒的に1位(約360万人)
- ・横浜市の昼間就業者は約143万人で、大阪市の約210万人には及ばないものの、名古屋市の約136万人より多い。
- ・昼夜間人口比率は90.4%と低いが、DID地区(人口集中地区)の人口は1位で、人口比(97.4%)、面積比(79.5%)とも名古屋とほぼ同格。

経済

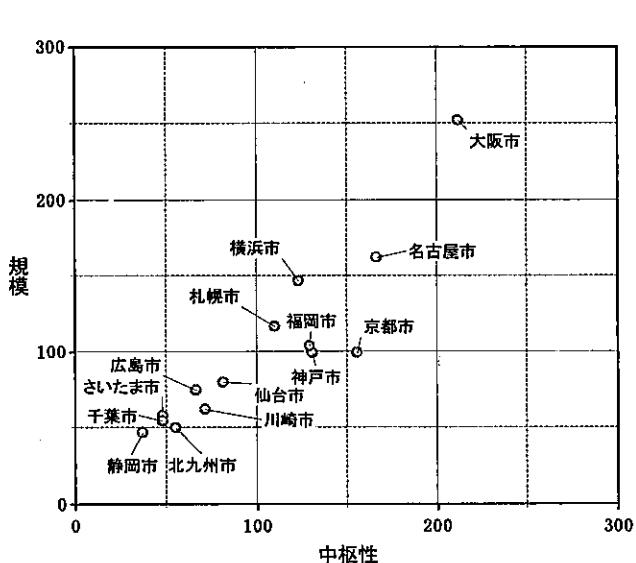


出典：市民経済計算、平成16年事業所・企業統計調査、平成17年工業統計調査、平成16年商業統計調査

経済の規模は大阪に次いで2位。
中枢性は大阪、名古屋に次いで3位。

- ・市内総生産は約12兆9千億円で、大阪(約21兆2千億円)について2位。
- ・製造品出荷額は約4兆4千億円で、1位。(指定都市平均は約2兆2千億円)
- ・輸出入金額は約10兆5千億円で、名古屋(約12兆3千億円)について2位。
- ・資本金10億円以上の企業数は163社で、大阪、名古屋について3位。

情報・文化



グラフ作成に使用したデータ

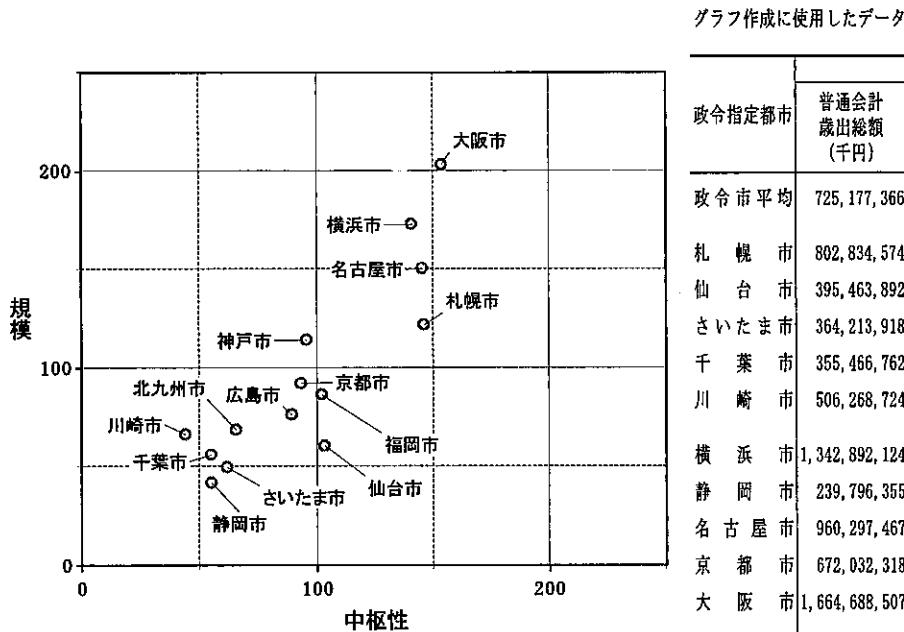
政令指定都市	規模に関する指標					中枢性に関する指標					
	情報通信業従業者数	広告業従業者数	娯楽業従業者数	都市公園面積(ha)	図書館蔵書数	博物館数	大学数	大学生数	学術・研究開発事業所数	放送事業所数	政治・経済・文化団体事業所数
政令市平均	28,368	3,087	10,486	1,144	2,788,913	24	12	52,058	44	28	546
札幌市	29,022	2,951	12,150	2,035	2,237,905	30	12	54,710	50	28	697
仙台市	17,514	2,111	6,237	1,240	2,629,309	20	10	48,006	41	23	452
さいたま市	8,412	1,041	4,496	589	3,602,134	14	8	16,501	24	9	294
千葉市	11,974	810	5,280	812	2,721,956	9	7	28,329	17	7	266
川崎市	29,876	581	7,059	492	2,055,663	15	3	84,835	52	5	180
横浜市	49,735	2,282	15,485	1,643	4,518,041	42	10	28,473	108	24	648
静岡市	6,902	996	3,787	386	2,632,899	14	4	14,156	6	15	313
名古屋市	48,760	6,912	18,729	1,511	3,848,389	30	20	82,334	46	52	864
京都市	13,209	1,430	9,326	607	2,795,044	62	24	131,614	59	13	456
大阪市	108,267	15,549	30,153	924	3,797,630	29	11	41,002	90	117	1,339
神戸市	15,570	1,154	9,586	2,513	1,693,465	31	18	65,816	64	19	676
広島市	16,094	2,408	6,750	927	2,620,034	17	13	32,053	16	21	423
北九州市	5,970	773	7,101	1,106	1,507,542	8	10	23,516	24	10	301
福岡市	35,851	4,223	10,666	1,225	2,384,764	15	11	77,469	21	51	735

出典：大都市比較統計年表、平成16年事業所・企業統計調査、平成17年学校基本調査、2005年コンベンション統計

情報・文化は規模で3位。
中枢性で4位グループ。

- ・都市公園面積は約1600haで、神戸、札幌に次いで3位。
- ・図書館蔵書数は約450万冊で、1位。
- ・学術・研究開発事業所数は108箇所で、1位。
- ・博物館数は42箇所で大阪(62箇所)に次いで2位。

行政



政令指定都市	規模に関する指標						中央性に関する指標					
	普通会計歳出総額 (千円)	地下鉄乗車人員	市営バス乗車人員	水道給水量 (千m³)	下水処理区域 (ha)	道路面積 (m²)	産業別事業所数		設置者別事業所数			
							国家公務	地方公務	国	独立行政法人	都道府県	市区町村
政令市平均	725,177,366	224,457,007	78,256,094	187,813	16,767	33,779,561	64	156	332	4	135	963
札幌市	802,834,574	207,871,925	0	181,516	24,402	62,145,246	75	213	390	10	119	997
仙台市	395,463,892	58,943,898	39,886,196	116,008	16,369	27,342,173	61	161	297	5	167	722
さいたま市	364,213,918	1,062,937	0	128,931	9,656	22,576,940	48	100	173	2	103	573
千葉市	355,466,762	0	0	94,701	11,616	22,288,489	38	98	197	1	128	481
川崎市	506,268,724	0	46,623,176	151,958	10,500	16,304,947	20	118	132	1	55	844
横浜市	1,342,892,124	167,590,969	146,933,039	404,966	30,709	55,112,186	79	270	469	4	243	1,719
静岡市	239,796,355	0	0	79,002	7,355	21,335,768
名古屋市	960,297,467	419,417,689	109,862,066	277,148	27,795	54,837,924	82	200	498	7	182	1,218
京都	672,032,318	114,907,098	112,330,845	185,467	15,123	24,342,543	55	162	380	3	104	999
大阪市	1,664,688,507	831,211,115	82,226,848	425,499	19,009	40,280,582	107	178	578	6	205	1,206
神戸市	1,118,155,804	104,896,790	78,849,936	186,116	16,561	34,974,997	60	152	330	3	146	1,100
広島市	507,799,125	0	0	146,806	13,246	29,606,727	70	125	295	3	115	848
北九州市	518,672,748	0	9,336,648	110,488	15,849	32,663,809	57	105	243	1	83	846
福岡市	703,900,807	114,210,639	0	140,782	16,542	29,101,518	77	147	335	4	101	965

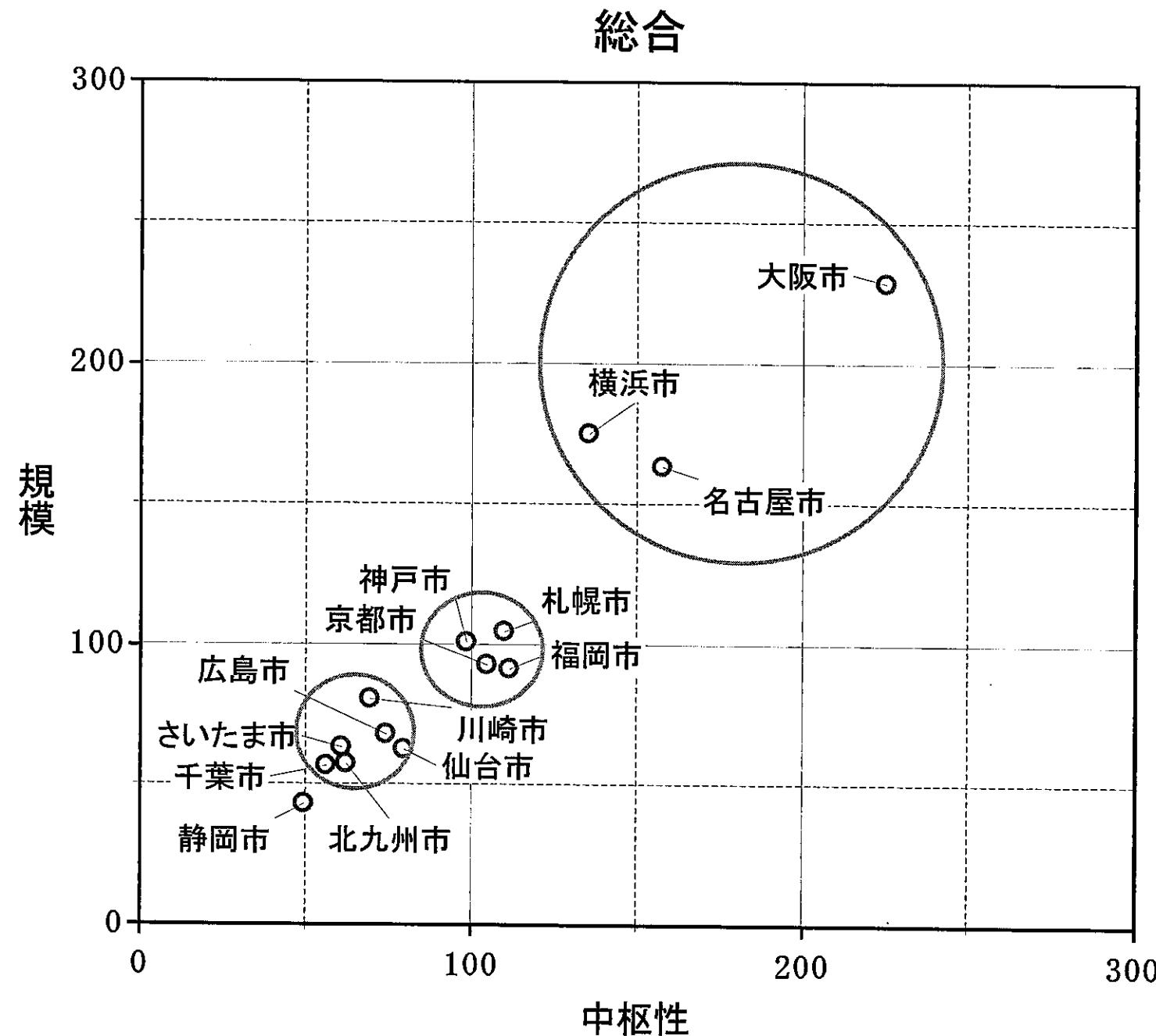
出典：大都市比較統計年表、平成13年事業所・企業統計調査

行政の事業規模で大阪に次いで2位。
中枢性で大阪、名古屋について3位。

- ・歳出総額が約1兆3千億円で、大阪(約1兆6千億円)に次いで2位。
- ・市営バス乗車人員は、約1億4千万人で1位(2位は京都の約1億1千万人)
- ・水道給水量は約4億m³で、大阪に次いで2位
- ・下水処理区域は約3万haで1位
- ・道路面積は約5500万m²で、札幌市に次いで2位

総合評価

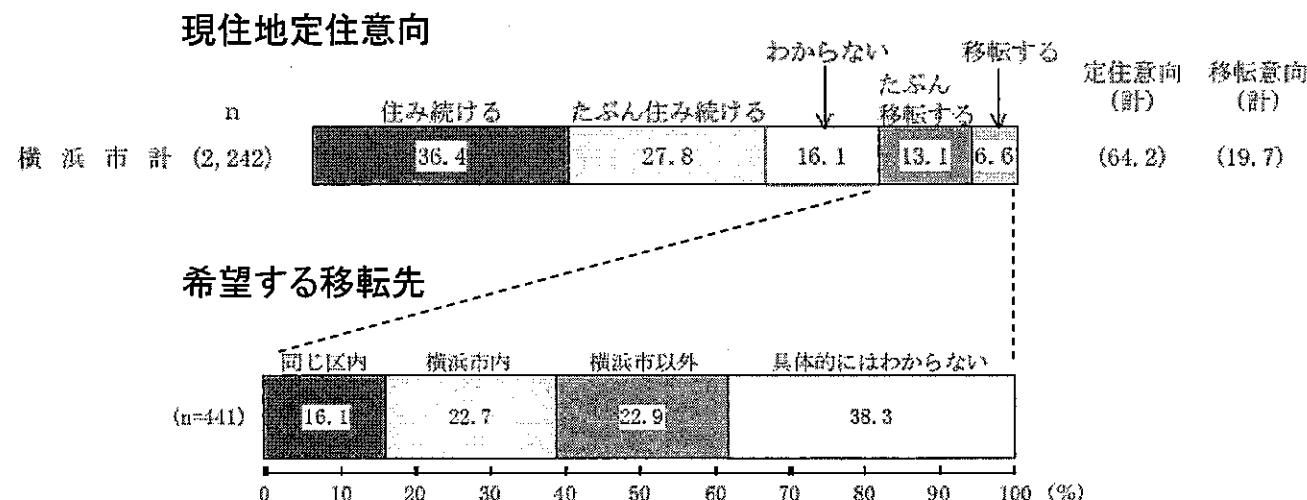
- ・規模で大阪について、2位。中枢性で、大阪、名古屋に次いで、3位。
- ・指定都市の中では、横浜・大阪・名古屋の3大市が、他の指定都市平均を大きく上回る。
- ・第1グループ：大阪、名古屋、横浜
- ・第2グループ：札幌、神戸、福岡、京都
- ・第3グループ：川崎、広島、仙台、さいたま、千葉、北九州



☆市民意識調査からみた横浜の現状

【定住意向】

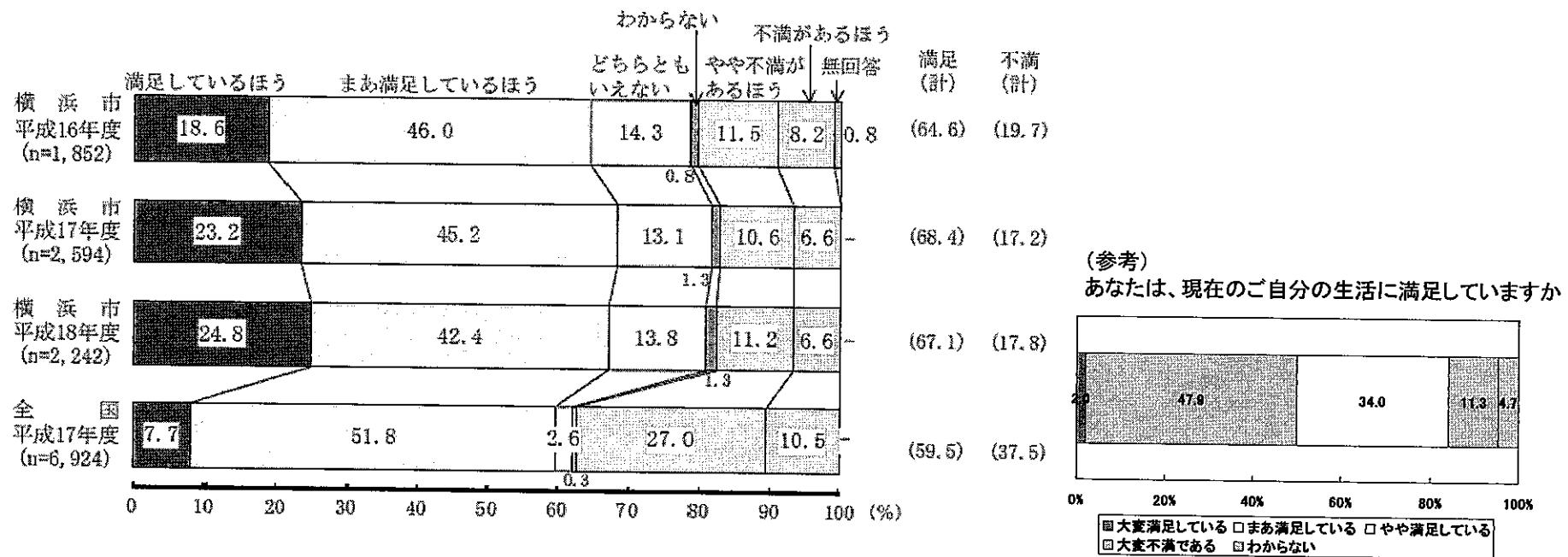
- ・定住意向は、約65%。
- ・移転意向(約20%)のうち、4割は横浜市内を希望。したがって、約73%の市民が横浜に住み続けたいと思っている。



「平成18年度 横浜市民意識調査」より

【生活満足度】

- ・市民の約7割が満足しており、全国平均より高い。
- ・東京都の調査では、都民の満足度は5割。（都民生活に関する世論調査16年8月）

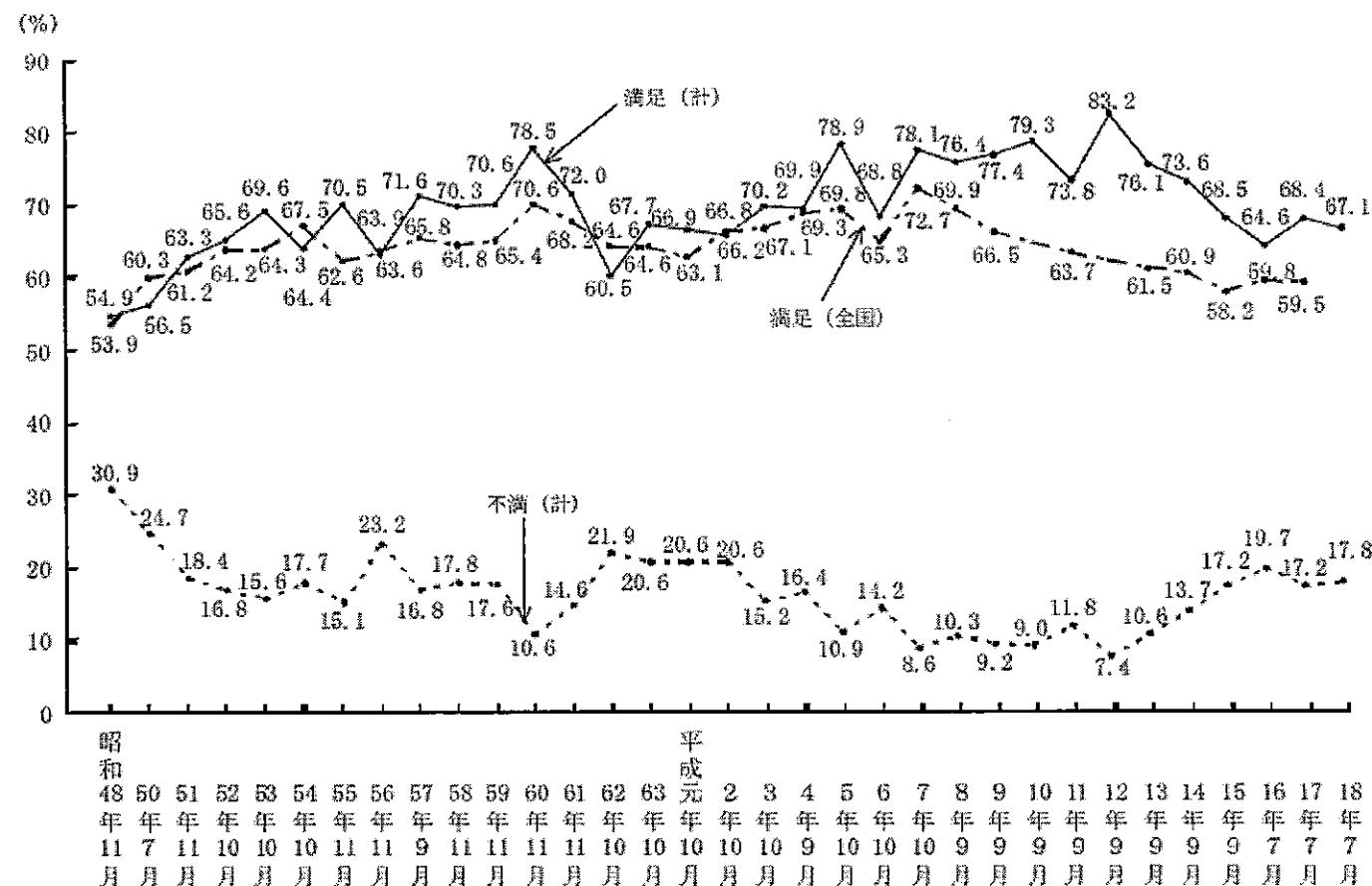


(注) 平成 18 年度「国民生活に関する世論調査」の結果は、平成 18 年 11 月時点で公表されていないため、平成 17 年度の調査結果と比較した。

「平成18年度 横浜市民意識調査」より

都民生活に関する世論調査
(平成16年8月 東京都生活文化局)

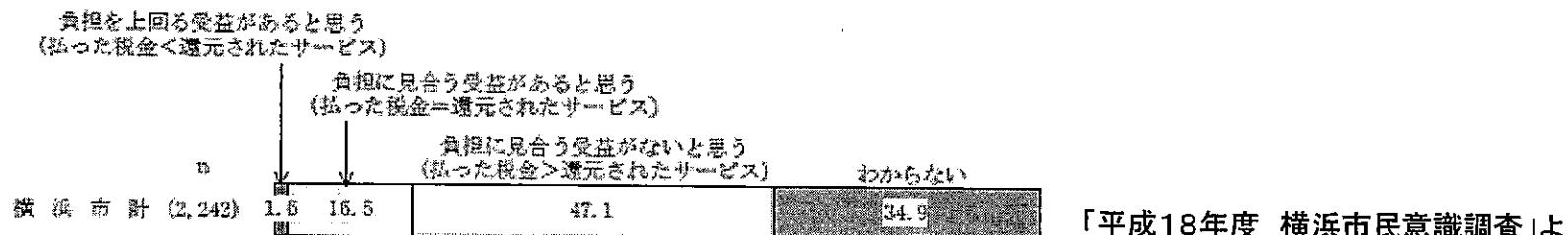
生活満足度の経年変化



「平成18年度 横浜市民意識調査」より

【受益と負担】

- ・横浜市民の約半数が、負担に見合う受益がないと感じている。



- ・神奈川県税の市域内収納額及び県税交付金等(H16)

●神奈川県税の市域内収納額(単位:億円、%)

	県決算額	本地域分	割合
県民税	2,756	1,189	43.1
法人事業税	2,731	1,073	39.3
地方消費税	1,563	627	40.1
自動車税	1,045	412	39.4
自動車取得税	323	127	39.4
軽油引取税	474	260	54.9
その他	853	357	41.8
合計	9,744	4,045	41.5

●神奈川県税交付金等

本市への県税交付金計 625 億円

↑
県税市域内収納額の約15%しか還元されていない

【満足度と要望】

・満足度の方が高い項目 満足度>要望

ごみの分別収集、バス・地下鉄、公園・動物園、地区センター、観光コンベンション、港湾など、大都市行政需要に基づき、本市が一元的に実施している施策が多い。

満足度と要望(満足度のほうが多い9項目)

順位	項目	市政への満足度 (%)	市政への要望 (%)	(満足度-要望)
1位	ごみの分別収集、リサイクル	34.6	15.5	19.1
2位	バス・地下鉄などの便	31.2	22.1	9.1
3位	公園・動物園の整備	19.2	12.0	7.2
4位	地区センターやコミュニティハウスなどの市民利用施設の整備や市民活動の振興	13.2	6.6	6.6
5位	観光やコンベンション(国際会議やイベント)の振興	8.7	2.2	6.5
6位	港湾機能と市民が親しめるミナトづくり	9.2	3.4	5.8
7位	幹線道路や高速道路の整備	12.6	9.0	3.6
8位	美術館・図書館・区民文化センターなどの整備や市民文化の振興	11.2	7.8	3.4
9位	都心、副都心の整備	6.0	2.8	3.2

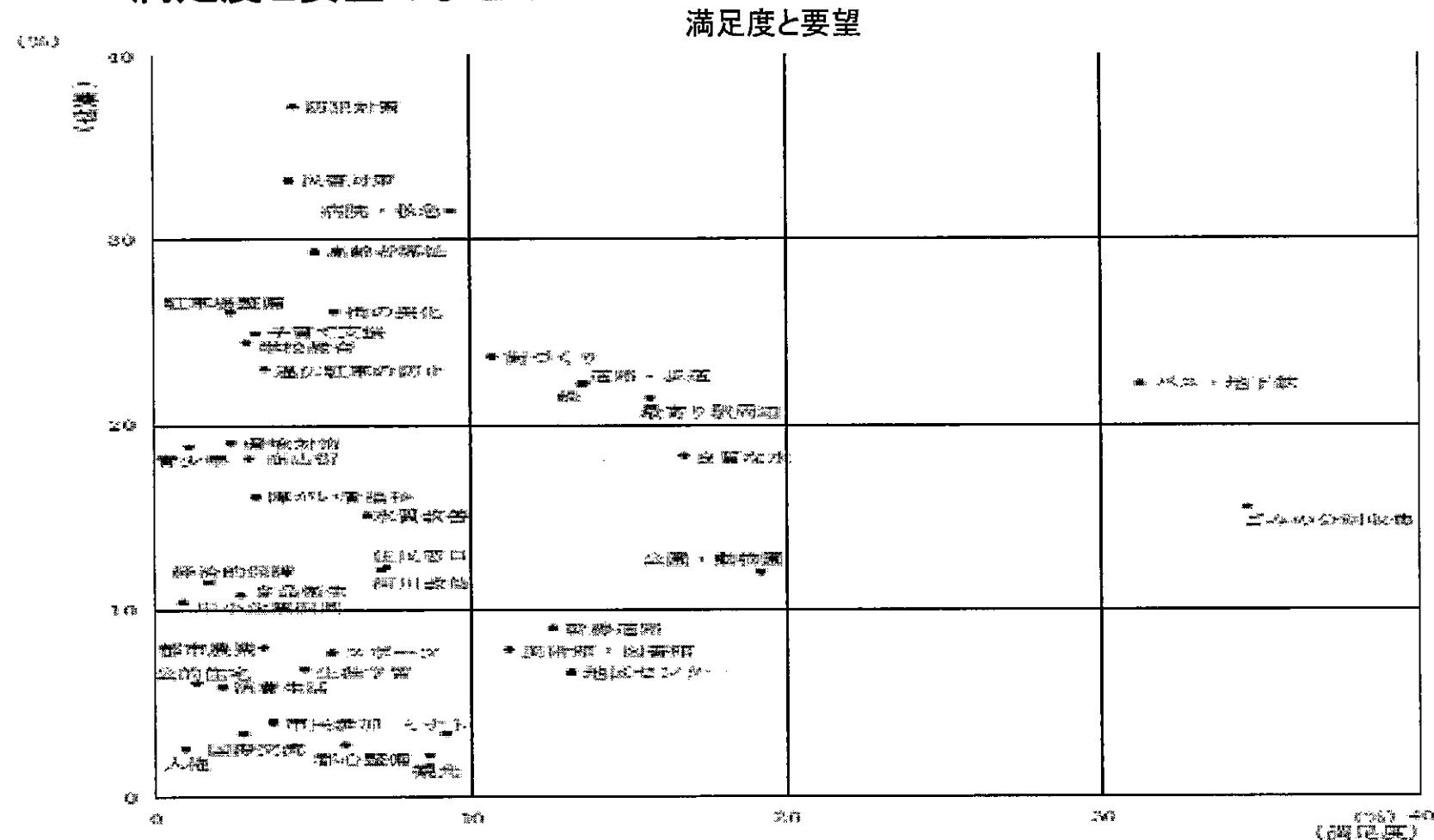
・要望の方が多い項目　満足度<要望

防犯対策、災害対策、高齢者福祉、駐車場整備、地域医療、学校教育の充実など、必ずしも本市に一元的な権限のない施策が多い。

満足度と要望(要望のほうが多い10項目)

順位	項目	市政への満足度 (%)	市政への要望 (%)	(満足度-要望)
1位	防犯対策	4.4	37.2	▲ 32.8
2位	地震などの災害対策	4.3	33.2	▲ 28.9
3位	高齢者福祉	5.1	29.3	▲ 24.2
4位	駐車場の整備	2.4	26.1	▲ 23.7
5位	病院や救急医療など地域医療	9.4	31.5	▲ 22.1
6位	保育など子育て支援や保護を要する児童への援助	3.2	24.9	▲ 21.7
7位	学校教育の充実	2.9	24.4	▲ 21.5
8位	ごみの不法投棄対策や街の美化	5.7	26.1	▲ 20.4
9位	違法駐車の防止や交通安全対策	3.5	23.0	▲ 19.5
10位	青少年の健全育成	1.1	18.8	▲ 17.7

・満足度と要望のまとめ



41 横軸について、満足度を横軸にして、要望を縦軸にして同一平面にプロットすると、両者の対比関係がみることができる（図中に表わすため、実際の選択肢を一部省略した表現で表記している）。

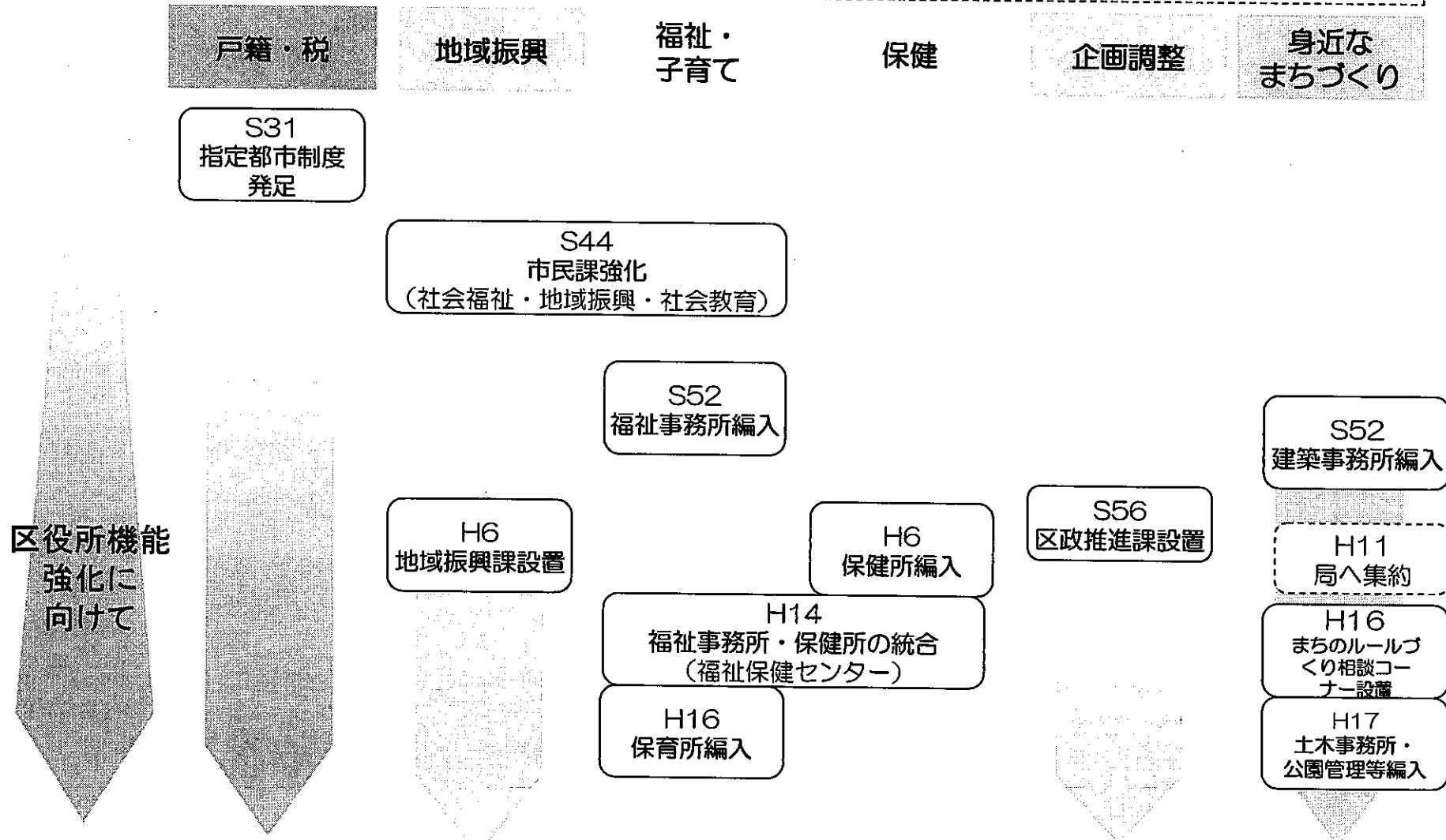
＜満足度が低く要望の多いもの＞としては、「防犯対策」、「地震などの災害対策」、「病院や救急医療など地域医療」、「高齢者福祉」、「駐車場の整備」などがあげられる。

＜満足度は高いが要望も多いもの＞としては、「バス・地下鉄などの鉄道」、「ごみの分別収集、リサイクル」などがあげられる。

★都市内分権の観点からみた横浜の現状

●区役所機能の変遷（主なもの）①

「出先機関」から地域の総合行政機関へと拡充・強化



●区役所機能の変遷（主なもの）②

区役所の自主的な運営へ

経営資源

意思決定・反映

S52 区要望反映システム

区民要望を局予算に反映

H6 「個性ある区づくり」推進費創設

- ・局から区に配布していた予算より → 区の予算とし、区長の裁量で執行
- ・区の自主企画事業費（1区あたり1億円）

H15 区政運営方針の策定・公表

区政の重点目標を年度当初に策定、評価を行い次年度に活かすPDCAサイクルの確立

区役所機能
強化に
向けて

H16 経営機能の強化

- ・区長の庁内公募、副区長の新設
- ・組織の自律編成

H17 区予算制度改革

- ・自律編成枠の拡大（18億円→27億円）
- ・区局連携事業制度の新設（区が局に事業実施要請、局に財源を提供）

●区民会議

昭和40年代後半

市民の価値観の変化と行政に対する市民要望の増加
市民参加の新しい形としての区民の集いを求める声の増加

「横浜市総合計画1985」策定にあたり、昭和48年「明日の横浜を話し合う区民の集い」をきっかけ
横浜方式の区民会議を市民参加のモデルに育てるねらい

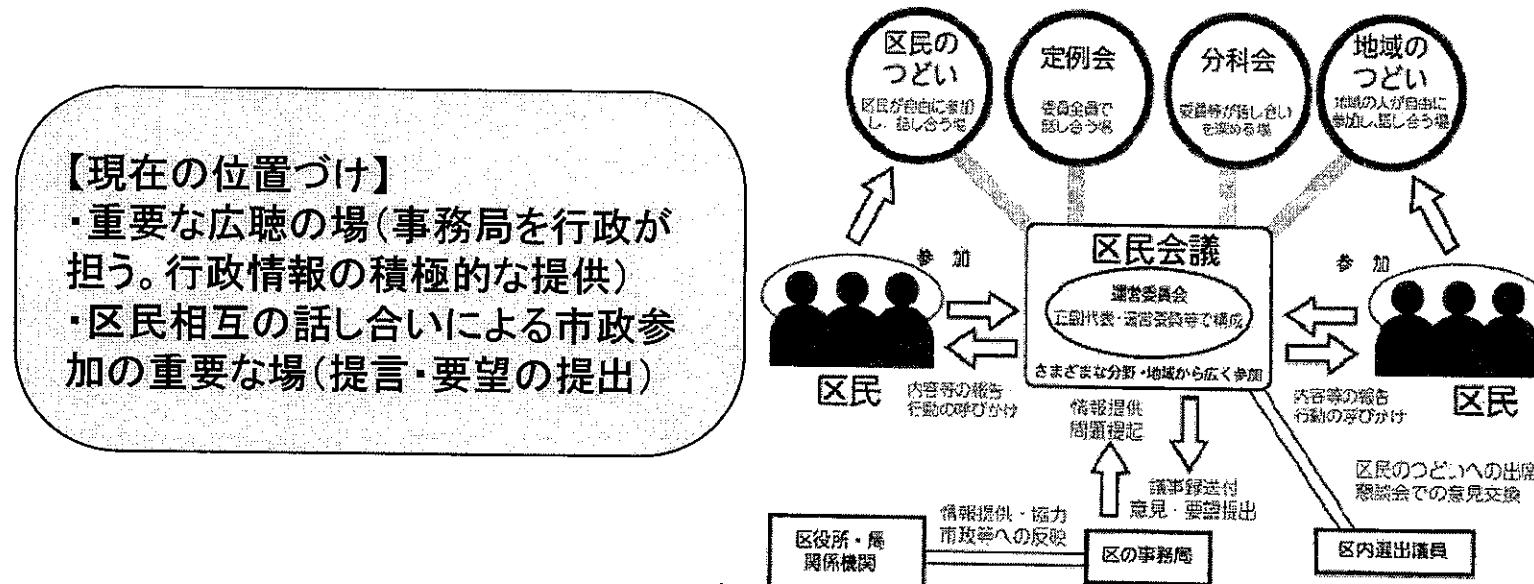
●昭和49年 区民会議の発足

「自分たちの住むまちを、自分たちの手でよくしたい」という区民が自主的・主体的に組織・運営する、市民相互の話し合いの場

※現在15区で活動中、3区はなし（休止・廃止・未成立）

- 委員構成（概要）：自治会町内会からの推薦、各種団体からの推薦、公募

【区民会議の一例】

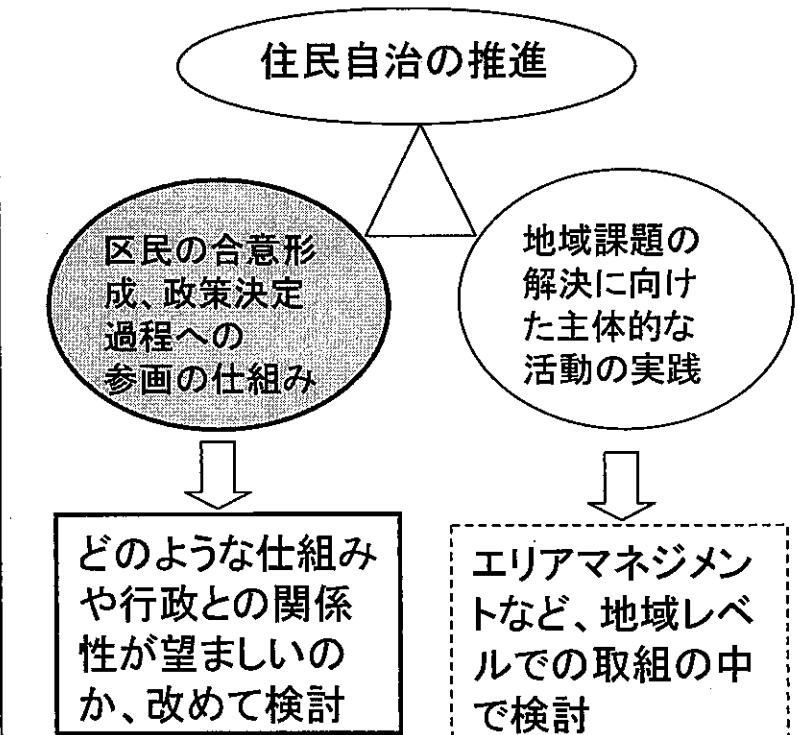


●区民会議見直しの方向性

【現状(問題点)】

- 委員同士の限られた議論になっているため、幅広い区民意見の反映がなされておらず、話し合いの結果が地域に還元されていない。
- 一般区民の「区民会議」に対する認知度が低い。
- 要望・陳情型や勉強会的な活動が中心で、区民自ら課題を解決するという視点が欠けている。
- 運営に携る委員の固定化や人材不足など、組織の硬直化が見られ、活動が形骸化している。
- 自主的な団体でありながら、行政が事務局を担うなど、「区民会議」の位置づけや役割、行政との関係性が不明確になっている。

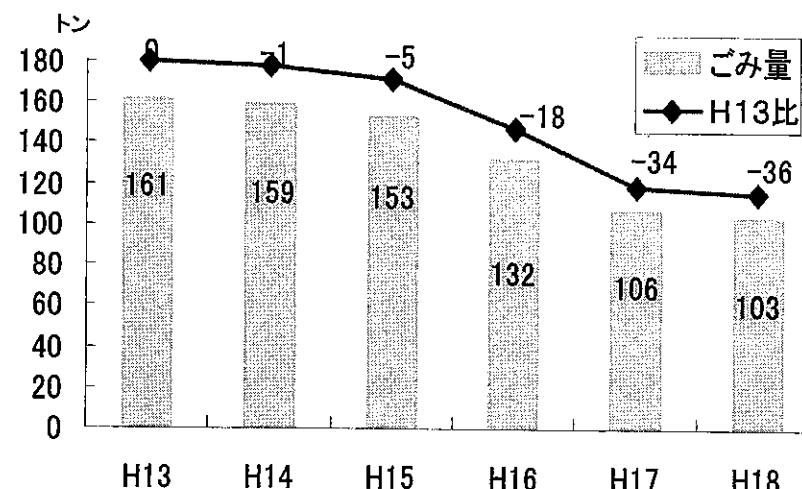
【見直しの方向性】



●市民活動による取組の成果（例）

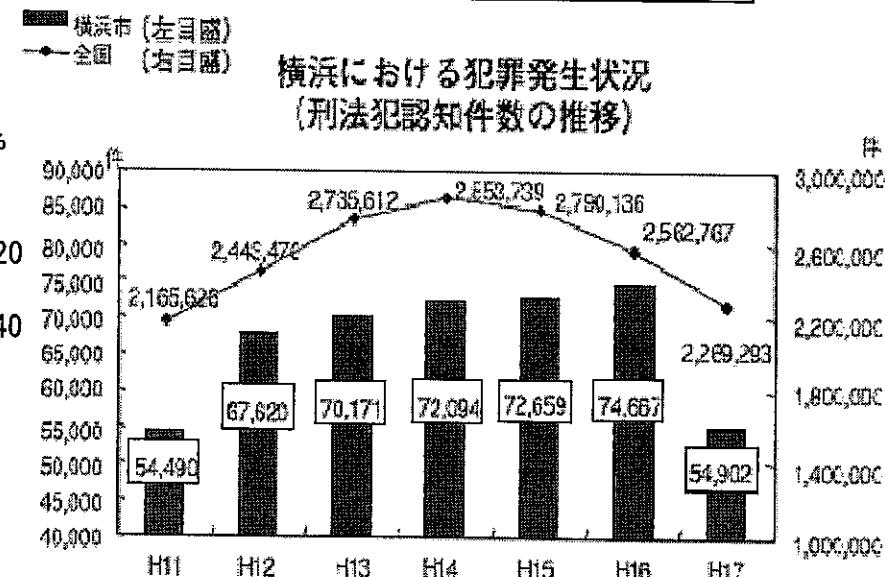
市民・事業者との協働によるごみの減量・リサイクル行動や地域防犯拠点の設置やパトロールなどの防犯活動が進んでいる。また、防災活動や訓練など地域防災の取り組みも進んでいる。

●G30 ごみ30%削減を達成
自治会町内会をはじめ、市民一人ひとりや事業者の取り組みが積み重なって大きな成果をあげている



データ出典:横浜市資源循環局

●防犯活動の成果があがっている
自治会町内会、PTA、ボランティア団体等による防犯パトロールや防犯マップの作成等の活動が進んでいる



データ出典:神奈川県警

II. 検討の基本的方向性

大都市とは何か？

『大都市制度』としては、都区制度(東京)と指定都市制度(横浜など)があるが、検討の基本的方向性として、指定都市制度をベースに、次のとおり仮に整理。

- ①人口が概ね200万人以上であること。
- ②市域＝人口集中地区であること。
- ③市域内に高度な経済・文化・情報等の集積があること。
- ④市民生活全般に責任を負う基礎自治体が、経営主体となる区域が大部分であること。
- ⑤経営のために、広域自治体の権限を持つことが必要であること。

【参考】

◆これまでの指定都市の指定実態

- ①人口100万人以上か近い将来にこれを超える見込みでのある人口80万人以上の市(市町村合併によるものは70万人に緩和)
- ②第1次産業就業比率が10%以下であること。
- ③都市的形態、機能を備えていること。
- ④高い行財政能力を有していること。
- ⑤指定都市への移行に関して、所在府県の意思と合致していること。

都市の自立性の強化

横浜は、その意思と責任により、主体的に自らの課題を解決できる力を持つ都市を目指します。

横浜を中心とする都市圏の大都市経営・広域行政の実施

横浜は、市域内だけでなく、横浜を中心とする都市圏(近隣の自治体)にも配慮した大都市経営を一体的・効率的に進めるとともに、わが国全体の発展を牽引していく都市を目指します。

財政自治権の確立

横浜は、独自の判断と責任に基づき、地域の実情に合った都市経営を行うために、大都市行政需要に見合った税財政制度の実現を目指します。

地域自治の充実

横浜は、住民に最も身近な基礎自治体として、市民との協働を進め、きめ細かな公共サービスを提供することにより、地域自治の充実を目指します。

III. 検討すべき主要な論点

1 権限

大都市の役割の考え方

2 広域行政

首都圏及び横浜を中心とする都市圏の
考え方

3 税財源

受益と負担、財政自治権確立の考え方

4 都市内分権・地域自治

都市内での分権のあり方と、大都市住民
の地域自治の考え方

1 権限

大都市の役割の考え方

二重行政がなく、効率的で、自己完結度が高い
大都市として持つべき権限とは？

大都市が包括的にもつべき権限の例

都市計画・土地利用、建築制限、防災・防犯、
風俗営業規制、青少年保護、交通対策、保健
福祉施策、労働監督・就労対策、教育、地球
温暖化対策 など

2 広域行政

横浜を中心とする大都市圏域の一体的な経営と首都圏の広域的行政課題解決の考え方

首都圏及び横浜を中心とする都市圏における、効率的大都市経営の実現と広域的行政課題の解決に適した行政のあり方とは？

広域行政の形態例

- ・横浜が中心となり近隣自治体とともに広域的な調整を行う仕組み
- ・横浜を中心とした広域連合等の形成
- ・首都圏自治体による広域的な連携 など

3 税財源

受益と負担、財政自治権確立の考え方

昼間市民の扱いや、行政需要に応じた税配分・税源移譲、地方の「自立と連帯」のあり方とは？

財政自治権の形態例

- ・抜本的な税源移譲と国庫補助負担金の廃止
- ・地方交付税に代わる地方共有財源の確保
- ・大都市固有税制として、法人事業税、消費税等の配分の強化

4 都市内分権・地域自治

都市内での分権のあり方と、大都市住民の
地域自治の考え方

効率的かつ民主的な合意形成・行政執行、住
民満足度の高い地域自治のあり方とは？

都市内自治の形態例

- ・ 行政区単位ごとに、地域の代表が市会議員等
と協働する仕組み
- ・ 「地域自治区」制度の活用や、エリアマネー
ジメントの取組
- ・ 新たな行政区運営の仕組み など